

# 神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル

平成 26 年 6 月

神戸市環境局



## 目 次

1. 神戸市環境影響評価制度の基本的な考え方	1
2. 環境影響評価の流れ	2
(1) 「ベスト追求型」の考え方	3
(2) 環境影響評価と生物多様性保全	4
3. 環境影響評価に係る事業の要件	5
(1) 新設又は増設の場合	6
(2) 変更又は更新の場合	7
(3) 先行する環境影響評価手続との関係	7
4. 手続にかかる期間	8
(1) 図書の作成にかかる期間	8
(2) 現地調査にかかる期間	8
(3) 手続にかかる調整	8
(4) 説明会の開催	9
5. 環境影響評価図書作成の手順	10
(1) 事前配慮書の作成等	10
(2) 実施計画書の作成等	34
(3) 環境影響評価書案の作成等	54
(4) 環境影響評価書の作成等	63
(5) 事後調査計画書の作成等	65
(6) 事後調査報告書の作成等	70
(7) 説明会資料及び各図書の要約書の作成	73
(8) その他の提出書類の作成	73
(9) 図書作成及び提出における留意点	75
(10) 図書の公表	78
6. その他の手続	80
(1) 第2類事業の判定	80
(2) 計画変更	82
(3) 長期中断後の再開	83
(4) 事業の承継	85
(5) 事業の廃止	85
(6) 事業の完了	85
7. 環境影響評価における市民の参加	86
8. 届出等の記載例	87



## はじめに

平成25年4月、本市は「神戸市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例」、「神戸市環境影響評価等に関する条例規則の一部を改正する規則」を公布し、平成25年10月より全面施行しました。

従来の制度においては、事業者に対し、計画段階において、事業による環境への影響（以下「環境影響」という。）を回避・低減するための配慮を行うことが義務づけられていたところですが、条例改正により、さらに発展させ、市民の意見を求めるとともに、神戸市環境影響評価審査会の意見を得て、市長が事業者に述べるという手続に変更したところです。

また、事業計画を変更する場合又は5年以上の事業の中断後に手続を再開する場合には、届出を義務づけ、環境影響評価の前提条件の変更又は事業地若しくはその周辺の環境の状況の変化が生じる場合には、改めて手続の全部又は一部を行うこととする手続を導入しています。

特に、環境影響評価事前配慮書に関する手続では、事業の位置や規模等に関する複数の事業案（以下「複数案」という。）について、環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の早期の段階において、環境影響の回避・低減に資することが期待されます。

本マニュアルは、条例改正に合わせて改定を行った「神戸市環境影響評価技術指針」について解説を加えるとともに、図書の記載方法や科学的な調査・予測及び評価の手法や環境保全措置の例について可能な限り資料を添付することにより、本マニュアル単独で神戸市の環境影響評価手続を理解し、手続上必要な図書等を作成するうえでの参考資料となることを目的としています。



---

## 1. 神戸市環境影響評価制度の基本的な考え方

---

神戸市では、国に先駆け、昭和53年から神戸市環境影響評価要綱（以下「要綱」という。）による環境影響評価制度の運用を開始し、平成9年10月には環境影響評価法（以下「法」という。）の制定に伴って制度を条例化しました。

環境影響評価制度の運用にあたっては、要綱の段階で3度にわたり制度の見直しを行いました。特に平成6年4月の要綱改正においては、緑地の保存区域、緑地の保全区域等における事業計画について、対象事業の規模要件をより小さく設定するほか、事前配慮や事後調査を義務づけるなど、全国的にも先駆的な制度として運用を行ってきました。

さらに、平成9年10月の条例化においては、事業の実施にあたって、自然環境の保全や、より望ましい快適な環境の創造などに関し、事前に配慮すべき事項を「事前配慮指針」として示し、この指針に適合させる義務を課すなど、事前配慮制度を拡充してきました。

平成23年4月に法が一部改正され、生物多様性の保全、行政手続のオンライン化、社会情勢の変化など、新たに解決すべき課題に対応するための検討が加えられました。これを契機に、条例を施行してから15年が経過することもあり、平成25年4月の条例改正では、国の法改正に対応しつつ、社会的情勢の変化や条例施行上の課題も踏まえ、手続、対象事業、技術指針を含めた市の環境影響評価制度全体を見直しました。

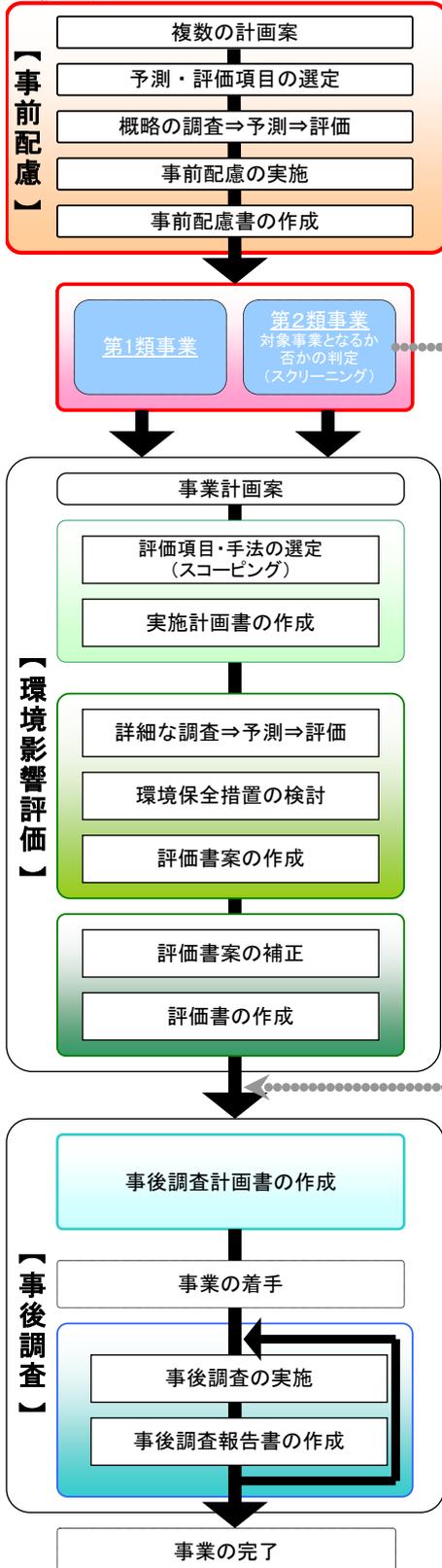
改正後の制度では、事前配慮を手続化することにより、計画段階から市民の意見を多く取り入れることが可能となり、事業計画から最善を尽くすという「ベスト追求型」のもと構成されています。また、インターネットの利用による公表を義務付けすることにより市民参加の機会を増やすとともに、第2類事業を新設し、従来の要件より小規模な事業についても事前の環境配慮を行う仕組みも導入しました。

神戸市の環境影響評価制度は対象地域の実情をかんがみて、より一層の環境配慮を追求していくための「ベスト追求型」の考え方と「環境影響評価と生物多様性保全」を2本の柱とし、事業の実施による環境影響を最小化することを目的としています。

## 2. 環境影響評価の流れ

神戸市の環境影響評価制度では、調査、予測、評価の手続（狭義の「環境影響評価」）に加え、より早い事業計画立案段階に環境影響への配慮を行う「事前配慮」と、工事着手後に環境影響を把握するための「事後調査」の手続についても定めています。

### 手続の流れ



### 図書作成の流れ



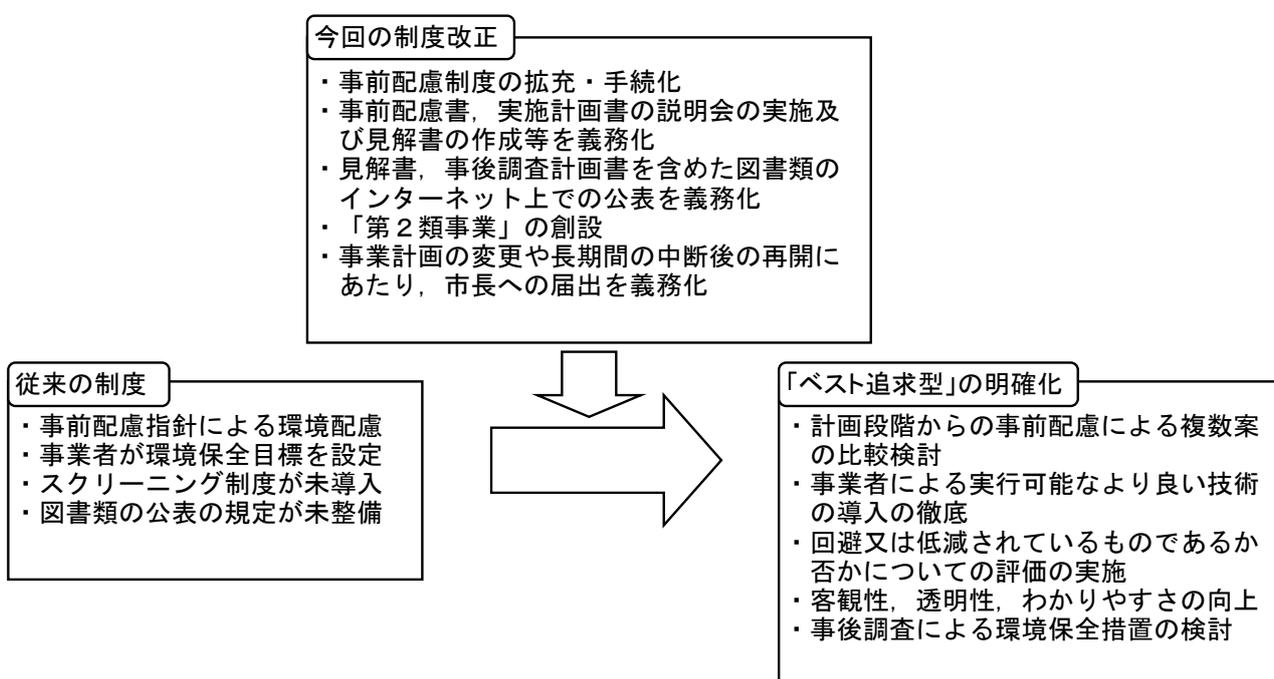
赤色の枠は平成 25 年 4 月の条例の改正で手続化されたものを示します。

### (1) 「ベスト追求型」の考え方

従来の制度では、国、神戸市等における環境保全に係る目標の維持達成と環境影響の回避・低減の観点から事業者自身が環境保全の目標を設定していました。

このため、評価書等では「環境保全の目標を満足している」といった記述が多く見受けられる結果となり、評価の視点が固定的な基準や目標の達成に限定されていました。このため、対象地域の実情を踏まえた環境配慮を追求していくための取り組みが不十分であること、また、生物多様性などの分野では明確な基準を設定しにくい項目があることなどの問題がありました。

平成 25 年 4 月の制度改正により、環境影響を回避・低減するために最善を尽くしていくという「ベスト追求型」の考え方を今まで以上に明確にしました。



「ベスト追求型」の環境影響評価で最もわかりやすく望ましい手法は、はじめに複数案を立案し各案の環境影響を予測することにより、それらを比較検討することで、事業を実施する地域に対して総合的に環境影響が少ない事業計画案を採用していくものです。しかしながら、立地の条件など事業の制約から複数案を設定することが現実的でない事業もあり、1案しか採用できない場合があります。この場合においては、環境保全措置の実施により、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかについて検討・評価を行います。

環境影響評価において、事前配慮の時点では計画熟度が低いことも考えられることから、事業を進めていく中で計画熟度が高まった段階で、より良い技術の導入についての評価を行います。その後、事業計画地及びその周辺についての調査・予測・評価の結果から、環境影響の回避・低減や環境保全措置を立案し、事後調査においてそれらの措置の効果等を検討します。

事後調査結果が予測結果と大きく異なった場合は、原因の究明を行い、その結果を踏まえて環境保全措置の追加・再検討を行います。

## (2) 環境影響評価と生物多様性保全

### 自然地改変時における事前配慮の推進

これまでの環境影響評価制度においては、希少な動植物及びその生息・生育環境の改変、生息・生息数の減少についての評価を行い、それらに対する影響の回避・低減又は代償的措置について検討を行うことを一般的な環境保全措置として実施してきました。

しかしながら、昨今では、希少な動植物の保全だけでなく、生物多様性（様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること）を保全するため、多様な動植物が生息・生育する基盤となる環境そのものに対する影響の回避・低減が求められています。

このため、事業の実施に伴い自然地を改変する場合は、まず事前配慮として、環境影響の回避・低減を優先して検討し、それらが困難な場合に代償的措置を検討するなど対策検討の優先順位を定める必要があります。また、希少な動植物を含む生態系を構成する生物群集の生物間の関係、生物群集と環境との相互作用の関わり及び生態系の環境保全機能等についても、環境影響評価の対象として保全措置を検討する必要があります。

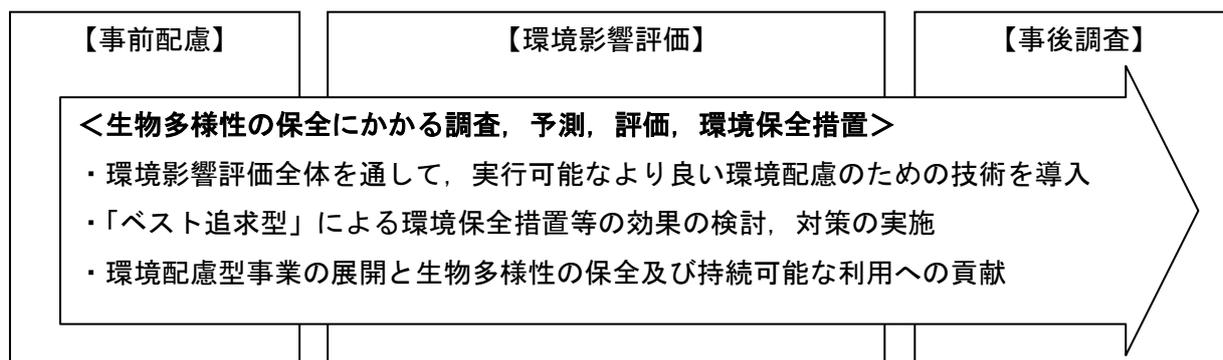
### 「生物多様性神戸プラン2020」を踏まえた環境影響評価制度の改正

市では、自然共生社会の実現に向け、平成23年2月に「生物多様性基本法」に基づく地域戦略として「生物多様性神戸プラン2020」を策定しました。

当プランの中で、「みどりの聖域づくりなどの緑地の保全・育成の取り組みを一層推進するとともに、希少な野生動植物の生息・生育環境を保全するための新たな取り組みを検討」し、環境評価制度の拡充、開発事業にあたっての生物多様性保全対策指針の策定・運用を行うこととしています。このことを踏まえ、環境影響評価制度を見直した結果、平成25年4月に公布した改正条例において、環境影響評価の対象とする規模要件を引き下げ、自然改変の規模が小さい事業であっても環境影響評価の対象とすることとしました。これにより、小規模であっても生物多様性の保全上重要な環境について、開発が行われる前に配慮を行い、環境影響の回避・低減を目指すことができる仕組みを構築しました。また、生物多様性保全対策指針として、平成26年度より植物・動物・生態系に係る環境影響評価マニュアルを作成し、事業者への指導等に活用していく予定です。

### 事後調査結果を踏まえた環境保全措置の補強

環境影響評価における生物多様性の保全に関しては、予測の不確実性が大きい場合や講じる環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合があります。このため、事後調査において、工事中または供用後の効果を確認するとともに、予測結果との比較により環境影響が著しい場合等には環境保全措置の補強を検討・実施します。



### 3. 環境影響評価に係る事業の要件

市では、生物多様性保全に特段の配慮を行うべき区域を「特別区域」、特別区域以外の区域を「一般区域」としており、それぞれの区域ごとに、環境影響評価に係る事業の要件を設定しています。

#### 特別区域とは

生物多様性保全に特段の配慮を行うべき区域

- ・ 面的開発事業，施設系事業

緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例で指定する緑地の保全区域，緑地の育成区域

- ・ 交通系事業：緑地の保存区域

緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例で指定する緑地の保全区域

- ・ 海域系事業

須磨港西防波堤及びその延長線以西の区域

生物多様性の保全に配慮した水域として市長が指定する区域

特別区域の範囲は下記のページに示しています。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/flower/midoriseido/kiseizu.html>

→緑地の保全等に関する各種規制区域参考図

[http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/assessment/img/20140404-revetment\\_map.pdf](http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/assessment/img/20140404-revetment_map.pdf)

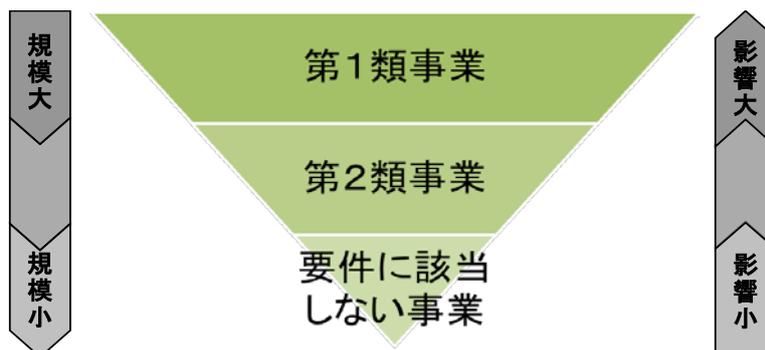
→生物多様性の保全に配慮した水域として市長が指定する区域

また、改正条例において、従前の事業規模の要件を一部見直し、全ての手続を実施する事業を「第1類事業」とするとともに、新たに第1類事業より小規模な「第2類事業」（事前配慮手続と事後調査手続は実施するが、環境影響評価手続については事業の位置・規模・内容等によってその要否を事案ごとに判定する事業）を創設しました。

第1類事業は、事前配慮書手続ののち、環境影響評価手続（実施計画書から評価書まで）、事後調査手続と進みます。

第2類事業は、第1類事業の規模未満であっても生物多様性保全の観点から一定の配慮が必要なもの又は第1類事業の規模であってもリプレースなどにより、比較的影響が小さくなるもの等を要件として定めています。第2類事業では、事前配慮書手続ののち、市長に環境影響評価手続の要否について判定願を提出し、環境影響評価手続が必要と判断された場合は第1類事業と同様の手続を、不要と判断された場合には事後調査手続を行います。第2類事業の事後調査では、事前配慮書で配慮すべきとした事項について、調査を実施する必要があります。

なお、判定手続を経ずに、自主的に実施計画書から評価書に至る手続を実施しようとする場合は、事業者は市長へその旨を通知する必要があります。



3. 環境影響評価に係る事業の要件

(1) 新設又は増設の場合

【一般区域における事業の要件】

対象事業	第1類事業	第2類事業	
面的開発事業	宅地の造成 (土地区画整理事業等含む)	宅地造成に係る土地の面積が20ha以上	自然地 <sup>※1</sup> を改変する面積が5ha以上
	レクリエーション施設	敷地面積のうち、保存緑地の面積を除く面積が20ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
	土石の採取	土石の採取場に係る面積(土石の採取を行う区域のほか、調整池・駐車場・場内通路・回復緑地・事務所在地等の面積を含む)が20ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
	陸域の土砂埋立て又は盛土	自然地を改変する面積(埋立て・盛土を行う区域のほか、調整池・擁壁・駐車場・場内通路・回復緑地・事務所在地等の面積を含む)が20ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
	廃棄物処理施設 (最終処分場)	新設又は増設に係る区域の敷地面積が10ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
	廃棄物処理施設 (リサイクル団地)	新設又は増設に係る区域の敷地面積が10ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
	工業団地	①敷地面積が10ha以上 ②排出ガス量(0℃, 1気圧に換算した湿りガス量)が4万m <sup>3</sup> /時以上 ③排水1万m <sup>3</sup> /日以上 (冷却排水は30万m <sup>3</sup> /時以上)	①自然地を改変する面積が5ha以上 ②排出ガス量(0℃, 1気圧に換算した湿りガス量)が4万m <sup>3</sup> /時以上(但し、都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するものに限る)
	流通業務団地	敷地面積が10ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
施設系事業	工場・事業場	①敷地面積が10ha以上 ②排ガス4万m <sup>3</sup> /時以上 ③排水1万m <sup>3</sup> /日以上 (冷却排水30万m <sup>3</sup> /時以上)	①自然地を改変する面積が5ha以上 ②排ガス4万m <sup>3</sup> /時以上(都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの) ③施設更新(同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの)
	廃棄物処理施設 (焼却施設)	①敷地面積が10ha以上 ②処理能力200t/日以上 ③排ガス4万m <sup>3</sup> /時以上	①自然地を改変する面積が5ha以上 ②施設更新(同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの)
	発電所 (火力)	①敷地面積が10ha以上 ②発電設備の出力が2万kW以上	①自然地を改変する面積が5ha以上 ②発電設備の出力が2万kW以上(但し、都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するものに限る) ③施設更新(同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの)
	発電所 (太陽光)	自然地を改変する面積(太陽光パネルを設置する区域のほか、調整池・駐車場・場内通路・回復緑地・事務所在地等の面積を含む)が20ha以上	自然地を改変する面積が5ha以上
	大規模建築物	建築物の高さが60m以上 かつ延床面積が10万m <sup>2</sup> 以上	—
	下水終末処理場	①新設：すべて ②増設：処理人口が10万人以上増加	施設更新(同一敷地内かつ水質汚濁物質等の排出量低減が図られるもの)
	交通系事業	道路(高速自動車道)	すべての新設又は改築
道路(自動車専用道路)		2車線以上の新設又は改築	—
道路(一般道路, その他道路)		4車線以上かつ3km以上の新設又は改築	—
鉄道及び軌道		すべての新設又は本線路の増設	—
鉄道等の改良		連続立体交差化	—
飛行場(陸上飛行場)		すべての新設	—
飛行場(ヘリポート)		離着陸回数が10回/月超又は100回/年超の陸上ヘリポートの新設	—
飛行場(滑走路)		①新設：すべて ②増設：375m以上	—
海域系事業	公有水面の埋立て	埋立てに係る区域の面積が20ha以上	埋立てに係る区域の面積が10ha以上
	防波堤	1km以上	—

※1 規模要件において「自然地」とは、樹林地、草原、農地、水辺地、河川、池沼等又はこれに類する状態にある土地をいいます。

## 【特別区域における事業の要件】

対象事業		第1類事業	第2類事業
面的 開発 事業	宅地の造成 (土地区画整理事業 等含む)	改変面積が5ha以上	改変面積が2.5ha以上
	レクリエーション施 設	改変面積が5ha以上	改変面積が2.5ha以上
	土石の採取	特別区域における土石の採取場に係る 面積(土石の採取を行う区域のほか、 調整池・駐車場・場内通路・回復緑地・ 事務所用地等の面積を含む)が5ha以 上	改変面積が2.5ha以上
	陸域の土砂埋立て又 は盛土	特別区域における自然地 <sup>※1</sup> を改変す る面積(埋立て・盛土を行う区域のほ か、調整池・擁壁・駐車場・場内通路・ 回復緑地・事務所用地等の面積を含む) が5ha以上	改変面積が2.5ha以上
	廃棄物処理施設 (最終処分場)	特別区域における新設又は増設に係る 区域の敷地面積が5ha以上	改変面積が2.5ha以上
施設系 事業	発電所(太陽光)	特別区域における自然地を改変する面 積(太陽光パネルを設置する区域のほ か、調整池・駐車場・場内通路・回復 緑地・事務所用地等の面積を含む)が 5ha以上	改変面積が2.5ha以上
交通系 事業	道路(一般道路, その 他道路)	2車線以上かつ2km以上の新設又は 改築	—
海域系 事業	公有水面の埋立て	須磨港西防波堤及びその延長線以西の 区域での埋立て並びに神戸港港湾区域 外において埋立てに係る区域の面積が 15ha以上	神戸港港湾区域のうち須磨港西防波堤 及びその延長線以西の区域での埋立て 並びに神戸港港湾区域外での埋立てで あって、当該埋立てに係る区域の面積 の合計が5ha以上 生物多様性の保全に配慮した護岸構造 を有する水域として市長が指定する区 域において埋立てに係る区域の面積が 5ha以上

※1 規模要件において「自然地」とは、樹林地、草原、農地、水辺地、河川、池沼等又はこれに類する状態にある土地をいいます。

## (2) 変更又は更新の場合

既存の施設を変更又は拡張しようとする場合、変更又は拡張しようとする部分の規模が、(1)新設又は増設の場合の規模に該当すれば、新規の対象事業として扱います。この場合、既存施設からの影響も含めた環境影響評価を実施することになります。また、既存の施設を更新する場合、更新する施設が環境影響評価の事業の要件となった時は、解体・撤去を含めた一連の行為を環境影響評価の対象に含め実施する必要があります。

## (3) 先行する環境影響評価手続との関係

先行して実施された面的開発事業等の環境影響手続において、施設の供用時に上物施設が含まれている場合には、その事業は対象としませんが、上物施設が施設の供用時の想定を超えたり、含まれていなかったりした場合、上物施設が環境影響評価の要件に該当すれば、新規の対象事業として環境影響評価を行うこととなります。

#### 4. 手続にかかる期間

### 4. 手続にかかる期間

環境影響評価手続にかかる期間は、事業の特性や地域の概況により様々ですが、一般に全ての手続を行う場合、事前配慮手続の開始から評価書手続終了までおおよそ3~4年かかります。第2類事業のうち、環境影響評価手続が不要と判定された事業については、手続期間が短縮されます。

手続の過程で提出する図書は、その内容について確認を行うため、手続を実施する前には必ず担当課との協議が必要です。事前の協議を経ずに図書を提出しても、すぐに公告・縦覧等の手続に移れるものではありません。

#### 【環境影響評価（事前配慮手続～評価書手続まで）のスケジュール】

主体	行為	事前配慮手続	実施計画書手続	評価書案手続	評価書手続
事業者	図書の作成	※1	※1	※1	※1
	現地調査			※2	
	提出				
	公表				
	説明会	30日以内	30日以内	30日以内	
市と事業者	手続きに係る調整	※3	※3	※3	※3
市	公告				
	縦覧	公告日より45日間	公告日より45日間	公告日より45日間	期間の定めなし
	市長意見作成	90日以内	90日以内	150日以内	
	公聴会の開催				
市民	市民意見	公告日より45日間	公告日より45日間	公告日より45日間	
	公聴会の開催要請			公告日より45日間	

図書の公表については5(9)に記載

#### (1) 図書の作成にかかる期間（※1）

図書の作成にかかる期間は、基本的に事業者による作業であるため、必要期間はそれぞれ異なります。

#### (2) 現地調査にかかる期間（※2）

評価書案手続については、現地調査を行うことから、事業の特性や地域の概況において抽出した予測・評価を行うにあたって必要な調査項目、調査期間は異なります。

##### 現地調査に必要な期間

(例)

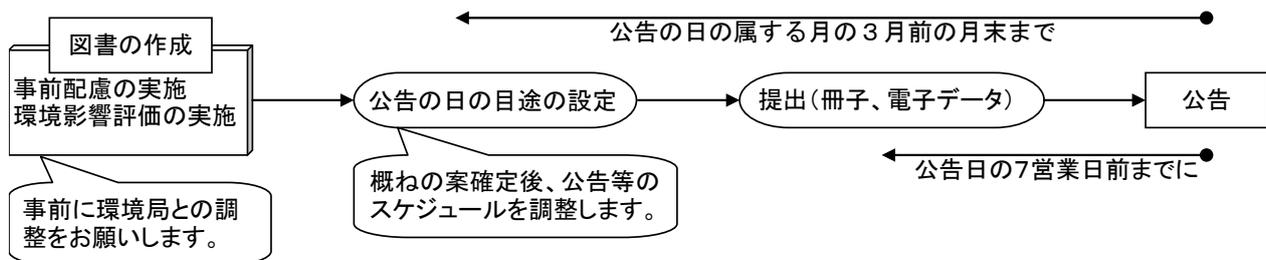
- 気象・大気質 1年
- 騒音・振動 1日~1週間
- 動植物・生態系 1年（猛禽類などの生息が確認される場合は2営巣期等）

#### (3) 手続にかかる調整（※3）

環境影響評価図書の作成にあたり、各段階において市との事前調整を行います。

図書の公告・縦覧手続を行うため、公告の日の目途の設定を公告の日の属する月の3月前の月末を目安に調整します（(例) 12月に公告の場合、9月末まで）。概ねの案の確定後に市と公告日について調整を行います。その後は、図書の縦覧等の手続のため、図書（冊子、CD等）を公告日の少なくとも7営業日前までに提出します。

図書作成に関しては、印刷にかかる時間、ウェブ公表のための著作権等の申請手続時間など充分に考慮して進める必要があるため、早い段階から市と不足や手違いが無いかの確認を取りながら進めていきます。



【調整の主なポイント】

事前配慮書	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の概要（事業計画案の目的・必要性・妥当性、環境影響の回避・低減の検討経緯等）</li> <li>複数案の比較検討内容</li> <li>当該事業の実施により環境に影響が及ぶおそれがある地域の検討経緯</li> <li>事前配慮の内容</li> </ul>
実施計画書	<p>調査・予測・評価を行う範囲（地域、地点）及び手法の選定が中心となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前配慮書に係る市長意見に対する事業者の見解</li> <li>事業特性と地域特性</li> <li>調査・予測・評価の手法等の検討</li> </ul>
評価書案	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書に係る市長意見に対する事業者の見解</li> <li>選定した項目ごとの調査・予測・評価</li> <li>環境保全措置の内容</li> </ul>
評価書	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書案に係る市長意見に対する事業者の見解</li> <li>市長意見を勘案し、評価書案から内容を見直す事項</li> </ul>
事後調査計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後調査計画の概要（調査項目及び手法、環境影響の回避・低減の検討経緯等）</li> </ul>
事後調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測・評価の内容と事後調査結果との整合</li> </ul> <p>（事後調査は事業着手後の手続のため、特に事業が長引く場合、事業実施地域の環境の変化など、評価書の記述内容と相違が生じる可能性があります。事後調査の報告の段階はもちろん、評価書との相違が生じた場合は、随時担当課に情報提供していただく必要があります。）</p>

(4) 説明会の開催

事業者は、事前配慮書・実施計画書・評価書案が公告された日から起算して30日以内に、関係地域において各図書についての説明会を開催しなければなりません。

説明会については、多くの市民が参加できるようにするため、「平日の夜間」や「土・休日」等に設定するなどの配慮をするとともに、参加者が事業に伴う環境影響に関して様々な懸念を持っている可能性があることを勘案し、参加者の理解を深められるよう質疑応答にも十分な時間や開催場所の収容人数を確保する必要があります。

このため、説明会を開催するにあたっては、関係地域の範囲、周知の期間や方法、開催場所の決定方法について各図書の作成時に市と調整を行います。

## 5. 環境影響評価図書作成の手順

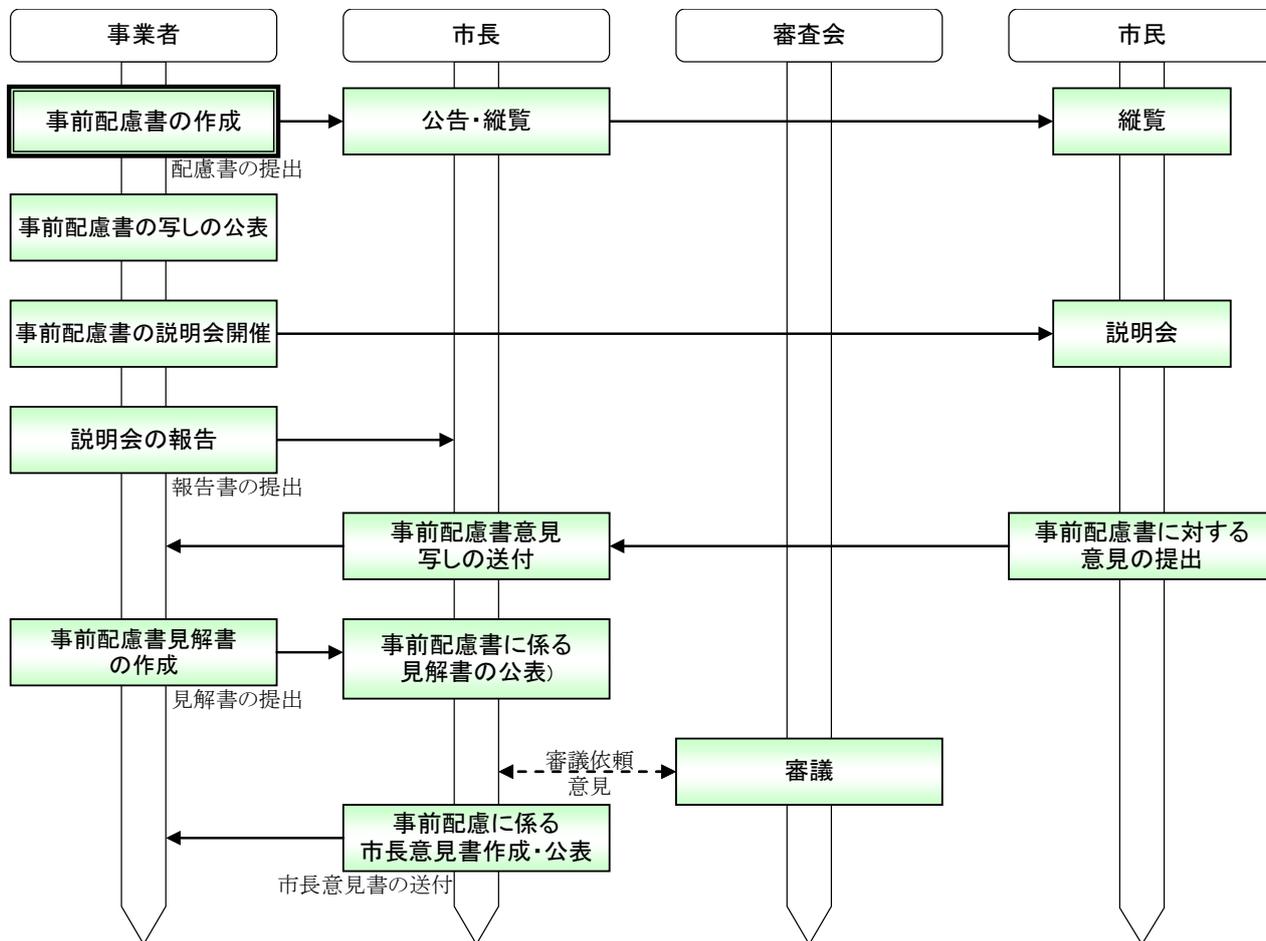
### (1) 事前配慮書の作成等

#### 【事前配慮書の目的】

事前配慮書は、事業を実施するにあたり早期段階における環境への影響に配慮するため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめる図書です。

このため、配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている市民や専門家などの意見を取り入れ、作成していく必要があります。

#### 事前配慮手続の流れ



事前配慮書作成のポイント

事前配慮書	作成時のポイント	関連事項
<p>1. 事業計画の概要</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所</p> <p>(2) 対象事業の名称</p> <p>(3) 対象事業の規模及び目的その他対象事業の計画案</p>	<p>(1)(2)は、事業者の基礎情報であるため簡潔に記載</p> <p>(3) 対象事業の規模及び目的その他対象事業の計画案は、実施しようとする事業の目的・必要性の他、メリット・国や自治体における施策等における位置付け・現状の課題があれば記載</p> <p>事業の規模・種類・位置等の内容について図表を用いて記載</p> <p>事業計画案は複数の基本とし、比較しやすいように図表等で記載</p> <p>やむを得ず単一案となる場合はその理由を記載</p> <p>【基本事項】</p> <p>事業の立案経緯</p> <p>計画平面図(土地利用計画、施設配置図等)、標準断面図(立面図等)</p> <p>事業の諸元(事業の規模、予測条件となりうる基礎的な仕様など)、事業スケジュール等</p> <p>● 計画区域の図は「1/5,000～1/10,000」程度の図面にわかりやすく表示し、事業の諸元(計画面積、路線延長など対象事業の要件と比較する数値)を記載</p>	<p>5 (1) ア</p> <p>5 (1) イ</p> <p>5 (1) ウ</p>
<p>2. 事業実施区域及びその周囲の概況</p> <p>(1) 調査対象地域の設定</p> <p>(2) 自然的概況</p> <p>(3) 社会的概況</p> <p>(4) 環境の概況</p>	<p>(1)は、事業を実施しようとする区単位を基本とする</p> <p>(2)(3)(4)は、(1)の範囲内において、事前配慮を実施するうえで必要な項目について、現況評価が可能な既存資料を収集及び解析し、地域の環境特性を把握</p> <p>・ 調査結果は図表等を用いて示す</p> <p>・ 地図を記載する場合には事業の計画区域も表示</p>	<p>5 (1) エ</p> <p>5 (1) オ</p>
<p>3. 事前配慮事項の検討</p> <p>(1) 事前配慮の内容</p> <p>・ 早期段階において事業計画に取り入れる事項</p> <p>・ 事業計画の熟度に応じて検討していく事項</p> <p>・ 事業計画の内容・特性等から配慮できない事項</p> <p>(2) 事前配慮結果及び計画案が環境に及ぼす影響の概略的な予測結果、並びに相互比較による評価結果</p> <p>(3) 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項</p> <p>(4) 事前配慮の実施により期待される環境の改善に係る効果について調査する方法</p> <p>(5) その他事前配慮の実施に係る事項</p>	<p>● 事前配慮事項は<b>技術指針別表2 事前配慮事項</b>を参考に作成</p> <p>(1)は事前配慮書の段階における、事前配慮事項を技術指針別表2を基に、早期段階において事業計画に取り入れる事項、事業計画の熟度に応じて検討していく事項、事業計画の内容・特性等から配慮できない事項に区分し整理したものを表等で示す</p> <p>選択した配慮すべき事項についてその内容を表等で示す</p> <p>(2)は、配慮すべき事項に沿って、複数案ごとに影響の概略的な予測を行う</p> <p>予測は可能な限り定量的な比較とし、定量的な予測が困難な場合は定性的に比較</p> <p>予測・評価の結果を環境要素ごとに相互比較したものを表等を用いて記載</p> <p>(3)は、(2)で環境要素ごとの各事業計画案を比較検討し、長所・短所を明確にして、事業者としてどの環境要素のどの側面に重点を置くのか明確にする</p> <p>(4)は事前配慮の実施により、環境に配慮した計画の策定や工事の実施、供用時等において改善できる環境要素の調査・確認方法を簡潔に記載</p> <p>(5) 予測等の不確実性の程度、事前配慮により新たに発生する環境影響などを整理</p>	<p>5 (1) カ</p> <p>5 (1) キ</p> <p>5 (1) ク</p>
<p>4. 対象事業の内容によって個別に記載する事項</p>	<p>第2類事業を実施しようとする場合には、第2類事業の判定手続又は環境影響評価手続を実施するかについての見解を記載</p>	
<p>5. 受託者に関する情報</p>		

上表のうち 太字：各段階で作成される事項 細字：前段階の情報を必要に応じて再検討する事項

● 提出する図書

- ・ 事前配慮書
- ・ 説明会資料

● 図書の提出時の届出

- ・ 標題「環境影響評価事前配慮書の提出について」  
書式『記載例1』を参考
- ・ 標題「電子縦覧に係る報告書」  
書式『様式』 条例施行規則第16条に基づく施行細目を参考

● 事前配慮手続に必要な図書以外の提出物

- ・ 説明会報告書
- ・ 配慮書意見の見解書

## ア. 事業計画の構想

事前配慮手続では、事前配慮書において事業者が実施しようとする事業の概略計画を示し、環境に配慮した事業計画の検討を行った過程を明確にすることで、可能な限り環境への影響の回避・低減に努めようとしているかを事業者以外の第三者が確認できる必要があります。

このため、事業者は事業計画について、概ねの実施位置や基本的な事業規模、関連する計画等の内容を示すことが重要となります。

## イ. 事業の目的・必要性の明確化

事業の目的・必要性とは、事業を行うことによってどのような効果が得られるかを示すものです。当該事業を行うことによる市街地の活性化、交通渋滞の解消、生活環境の改善、温室効果ガスの削減といった効果について、市民や関係者等に十分説明し、情報を共有するために事業の目的や必要性を明確化することが重要となります。

## ウ. 事業特性の把握

事業特性の把握は、事業の構想から対象事業ごとにその種類や規模を設定し、これらの事業に係る「工事計画」、「事業活動」の概要等を把握します。

### 規模とは

(例) 道路事業では、道路幅員、構造、計画交通量等

発電所事業では、発電出力、燃料の種類及び使用量、冷却水の取水量及び排水量等

### 工事計画とは

(例) 切盛工、鉄筋工、コンクリート工等の工法等

工事に要する期間等

工事工程のピーク時等

### 事業活動とは

(例) 道路では計画速度、計画台数等

工場・事業場では、製造する製品の種類・内容、稼働率等

事前配慮段階では、事業種により計画の熟度が高まる過程が異なることから、事業種ごとの適切な時期に環境影響評価を行う必要があります。事業種によっては、熟度が相当高まっている段階の場合もあるため、この場合には詳細な事業特性を把握する必要があります。

【明らかにすべき事業特性の例（その1）】

事業種別	明らかにすべき事業特性
道路の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の延長距離</li> <li>・車線数</li> <li>・設計速度</li> <li>・計画交通量</li> <li>・構造の概要（盛土，切土，トンネル，橋梁，高架等の別）</li> <li>・休憩施設等の有無，位置等</li> </ul>
鉄道及び軌道の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の延長距離</li> <li>・本線路の数</li> <li>・最高速度</li> <li>・列車の運行本数</li> <li>・構造の概要（盛土，切土，トンネル，橋梁，高架等の別）</li> <li>・駅舎，車庫，車両検査施設等の有無，位置等</li> </ul>
防波堤の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防波堤の延長距離</li> </ul>
工場又は事業場の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の面積</li> <li>・製造する製品の種類，内容等（研究所の場合は研究の内容）</li> <li>・使用する主なエネルギー源</li> <li>・排出ガス量（1時間当たりの最大量）</li> <li>・排出水量（1日当たりの平均的な量）</li> <li>・使用又は発生の可能性のある有害物質の種類及び量</li> </ul>
発電所の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の面積</li> <li>・発電出力</li> <li>・使用する主なエネルギー源</li> <li>・排出ガス量（1時間当たりの最大量）</li> <li>・排出水量（1日当たりの平均的な量）</li> <li>・使用又は発生の可能性のある有害物質の種類及び量</li> </ul>
工業団地の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行区域の面積</li> <li>・工業用等及びその他の主な用途の別とその面積</li> <li>・予定する主な業種及び主な施設の種類，規模，件数等</li> <li>・予定する従業員数</li> <li>・予定する自動車交通量</li> </ul>
流通業務団地の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行区域の面積</li> <li>・流通業務用等及びその他の主な用途の別とその面積</li> <li>・予定する主な業種及び主な施設の種類，規模，件数等</li> <li>・予定する従業員数</li> <li>・予定する自動車交通量</li> </ul>
宅地の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行区域の面積</li> <li>・主な土地利用の用途とその面積</li> <li>・計画人口</li> <li>・戸建て，集合の別，最大の建物高さ（又は階数）</li> <li>・区画数及び1区画の平均的な面積</li> </ul>
公有水面の埋立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋め立て事業の種類</li> <li>・埋め立てを実施する区域の面積</li> <li>・埋め立て後の土地の利用方法の概要</li> <li>・工法の概要</li> </ul>
レクリエーション施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行区域の面積</li> <li>・整備する施設の種類，数量等</li> <li>・予定する日最大利用者数</li> </ul>

【明らかにすべき事業特性の例（その2）】

事業種別	明らかにすべき事業特性
終末処理場の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の面積</li> <li>計画処理人口</li> <li>排出水量（1日当たりの平均的な量）</li> </ul>
土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>採取又は掘採の用に供する場所の面積</li> <li>土石又は鉱物の種類，量，期間</li> <li>採取又は掘採の方法</li> <li>採取又は掘採後の処理又は利用等の方法</li> </ul>
飛行場及びその施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>滑走路の延長距離</li> <li>利用を予定する航空機等の種類及び数</li> </ul>
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の面積</li> <li>延べ床面積</li> <li>高層建築物・工作物の場合高さ</li> <li>建築物・工作物の主たる用途</li> <li>建築物・工作物の構造</li> <li>その他付帯して整備する施設等の概要</li> </ul>
陸域の土砂埋立て又は盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂埋立て又は盛土の事業の種類</li> <li>土砂埋立て又は盛土を実施する区域の面積</li> <li>土砂埋立て又は盛土後の土地の利用方法の概要</li> <li>工法の概要</li> </ul>

エ. 事業実施区域及びその周辺の状況

事業実施区域及びその周辺の状況は、**技術指針別表2 事前配慮事項**に掲げる項目から、環境への配慮を行ううえで必要な項目を**技術指針別表4 地域の概況調査項目**より把握します。地域の概況の調査範囲は、周辺地域等が含まれるように設定し、原則として最新の既存資料（おおむね、5～10年程度の経年変化も含む）の収集整理により行います。

なお、事前配慮手続で収集した既存資料、整理した地域特性や調査対象範囲の設定の考え方は、実施計画書以降の手続でも活用することができます。

技術指針別表 4 地域の概況調査項目

区分		調査項目
自然概況	地象	地形の分類, 地質の構造 等
	水象	河川, 湖沼及び海域に係る流況 等
	気象	気温, 湿度, 降水量 等
	その他	環境影響評価を実施するうえで必要と考えられる項目
社会概況	人口等	人口, 世帯数, 人口密度 等
	産業	産業別事業所数及び従業者数, 生産量, 漁獲量, 出荷額 等
	交通	交通網 (道路網, 公共交通機関網), 道路交通状況, 鉄道・軌道・飛行場・港湾の利用状況 等
	地域社会	学校, 病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況 等
	土地利用等	土地利用の現況, 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画, 周辺地域における開発の動向 等
	水域利用等	上水・農業用水等の水利権の設定状況及びその利水状況, 地下水の利用状況, 漁業権の設定状況 等
	環境関連社会資本	下水処理場の配置及び下水道の普及状況, ごみ処理・処分場等の配置及び稼働状況, 用水の供給及び使用の状況, エネルギー・燃料の供給及び使用の状況, 公園・緑地等の配置 等
	地域地区の指定及び計画等	関係法令 (公害関係法令, 自然環境関係法令, 防災関係法令等) による地域地区の指定状況・規制の内容, 環境保全に関する計画等の内容及び対象事業との関連 等
その他	環境影響評価を実施するうえで必要と考えられる事項	
環境の概況		環境要素に係る環境の概況, 環境基準等の適合状況, 苦情の状況 等

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (1) 事前配慮書の作成等

【既存資料の収集に関する図書の例】

区分		調査項目
自然概況	地象	土地分類基本調査，土地保全基本調査，兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系），生物多様性神戸プラン2020等
	水象	神戸市河川図，川を知らう（川の「まめちしき」），大阪湾環境データベース等
	気象	兵庫県の気象，神戸市大気汚染調査報告等
	その他	自然環境保全基礎調査，兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系），生物多様性神戸プラン2020，神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ2010－，兵庫県鳥獣保護区等位置図，神戸市内の指定文化財，新修神戸市史，神戸市文化財マップ，遺跡分布図，神戸らしい眺望景観50選・10選，神戸都心夜景10選等
社会概況	人口等	国勢調査，神戸市統計書等
	産業	神戸市統計書，事業所・企業統計調査，農林業センサス，工業統計調査，商業統計調査等
	交通	神戸市統計書，道路交通センサス，鉄道要覧等
	地域社会	神戸市統計書，神戸市立学校園校種別一覧，兵庫県県立学校一覧，医療機関検索システム，福祉施設一覧等
	土地利用等	神戸市国際港都建設計画総括図，地区計画，神戸農業振興地域図，土地利用調整総合支援システム等
	水域利用等	神戸市統計書，神戸市河川図，神戸市内農漁業の現況等
	環境関連社会資本	神戸市統計書，神戸市下水道計画図，建設事務所管内図，兵庫県水道施設現況調書等
	地域地区の指定及び計画等	関係法令（公害関係法令，自然環境関係法令，防災関係法令等）による地域地区の指定状況・規制の内容，環境保全に関する計画等の内容及び対象事業との関連等
その他	環境影響評価を実施するうえで必要と考えられる事項	
環境の概況	神戸市環境基本計画年次報告書，神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況等	

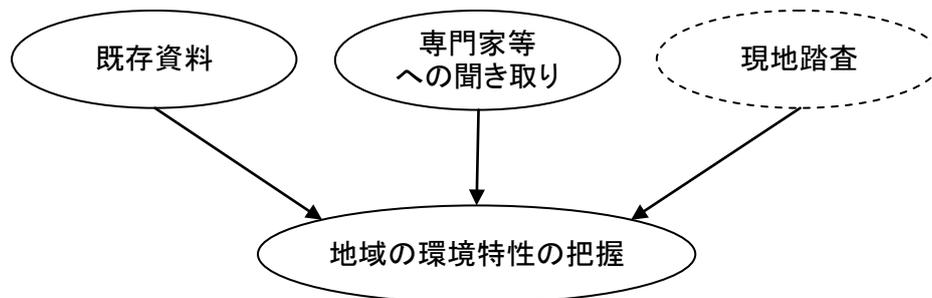
#### オ. 地域の環境特性の把握

地域の環境特性の概況は、**技術指針別表2 事前配慮事項**に掲げる項目から、環境への配慮を行ううえで必要な自然的社会的状況を把握します。地域の概況の調査範囲は周辺地域等が含まれるように設定し、原則として国、兵庫県、神戸市などの公共機関が発行する最新の環境白書等によって（経年変化も含む）の収集整理により行います。

なお、市の考え方の基本として、地域の概況についての**最小単位は「区」**としていますが、影響範囲が他の区や他市町にかかる場合には、その範囲についても地域の環境特性を把握する必要があります。

計画段階における環境への配慮を検討するうえで、既存資料を補足する必要がある場合は、専門家等へのヒアリングや目視による現地踏査を行います。現地踏査等は、既存資料、専門家等への聞き取り調査において希少種等の生息・生育情報が確認できない場合において実施します。

技術指針における「専門家等」とは、大学教授等の学識経験者や環境関係のNPO等を指し、ヒアリングの結果等を記載する場合には、専門家の範囲、身分等を明らかにする必要があります。



【地域の環境特性を調査する範囲の考え方】

1 区のみ対象の場合



複数の区又は市町をまたがる場合



【地域の環境特性を把握する資料の例】

環境要素	資料名
(1) 大気質	各年度神戸市大気汚染調査報告（神戸市環境局），各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局）等
(2) 騒音・低周波音	各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局），各年度自動車騒音・道路交通振動の状況，航空機騒音定点監視結果等
(3) 振動	各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局），各年度自動車騒音・道路交通振動の状況等
(4) 悪臭	各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局）等
(5) 水質	各年度環境水質（神戸市環境局），公共用水域の水質の状況（神戸市環境局）等
(6) 底質	各年度環境水質（神戸市環境局），各年度底質調査結果（神戸市環境局）等
(7) 地下水質	各年度環境水質（神戸市環境局），各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局）等
(8) 土壌	各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局），要措置区域及び形質変更時要届出区域情報等
(9) 地形・地質	土地分類基本調査，土地保全基本調査，兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）等
(10) 地盤	各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局）等
(11) 日照	各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局）等
(12) 風害	各年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）（神戸市環境局）等
(13) 植物	自然環境保全基礎調査，兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系），生物多様性 神戸プラン 2020，神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2010－，兵庫県鳥獣保護区等位置図，神戸市内の指定文化財，新修神戸市史，神戸らしい眺望景観 50 選. 10 選等
(14) 動物	
(15) 生態系	
(16) 人と自然との触れ合い活動の場	
(17) 景観	
(18) 文化環境	神戸市内の指定文化財，新修神戸市史，神戸市文化財マップ，遺跡分布図等
(19) 廃棄物等	各年度神戸市環境基本計画年次報告書（神戸市環境局）等
(20) 地球温暖化	
(21) オゾン層破壊	

## カ. 事前配慮事項

事前配慮は、当該計画の構想・立案段階といった可能な限り早期の段階から、事業計画や地域の特性等を踏まえたうえで環境の保全や創造といった観点から十分な事前配慮を行います。また、事業特性や地域の環境特性の把握により、要素ごとに手法の重点化（重点的かつ詳細に調査・予測・評価を実施）又は簡略化（簡略化した手法で効率的に実施）を行うかを整理し、メリハリのある環境影響評価となるように、事業計画全体をより環境に配慮したものとしていくことが重要です。

事前配慮段階では事業の計画熟度は低いことが想定され、環境影響評価段階に比べ、より広範な環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の検討が可能です。

事前配慮では複数案ごとに環境への影響を明らかにし、事業の実施による環境への影響を回避・低減を実現するための環境保全措置を検討します。

環境保全措置の検討は、事業を実施する区域に応じて**技術指針別表 2 事前配慮事項**を参考にし、事業計画の特性などから事前に配慮することが望ましいと考えられる事項については、事業者が自主的かつ積極的に計画の中に取り込みます。

### 【重点化・簡略化のための重大な環境影響の選定の考え方（その1）】

環境要素の区分	事業計画の特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
大気質	大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総量規制の指定地域（大気汚染防止法）</li> <li>・窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（自動車 NOx・PM 法）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準（NO<sub>2</sub>、SPM 等）の未達成地域</li> <li>・公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> </ul>
騒音・低周波音	騒音・超低周波音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制地域（騒音規制法）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準（騒音）の未達成地域</li> <li>・要請限度の超過地域（騒音規制法）</li> <li>・公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> </ul>
振動	振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動規制地域（振動規制法）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請限度の超過地域（振動規制法）</li> <li>・公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> </ul>
悪臭	悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭規制地域（悪臭防止法）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制基準の超過地域（悪臭防止法）等</li> <li>・公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> </ul>

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (1) 事前配慮書の作成等

【重点化・簡略化のための重大な環境影響の選定の考え方（その2）】

環境要素の区分	事業計画の特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの</li> <li>水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道原水取水地点</li> <li>閉鎖性の高い水域</li> <li>汽水域</li> <li>水浴場等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準でより高度な類型に指定されている水域及びその周辺地域</li> <li>総量規制の指定地域（水濁法）</li> <li>指定地域（湖沼水質保全特別措置法）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準の未達成地域</li> <li>公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる水域等</li> </ul>
底質	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事において汚染底質を拡散させるおそれがあるもの</li> <li>底質の移動等があり性状が変化し、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖性の高い水域</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準の未達成地域</li> <li>暫定除去基準等の超過地域</li> <li>公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等水域等</li> </ul>
地下水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の地下水位、水質の変化を生じさせ、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの</li> </ul>	地下水利用が行われている地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域（工業用水法）</li> <li>指定地域（建築物用地下水採取規制法）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> </ul>
土壌（土壌汚染）	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事において汚染土壌を拡散させるおそれがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然由来・人為的土壌汚染地域</li> <li>鉱山跡地等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定区域（土壌汚染対策法等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準等の未達成地域等</li> </ul>
地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な地形の改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な地形・地質</li> <li>干潟、砂浜等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名勝又は天然記念物（文化財保護法）</li> <li>神戸市及び兵庫県条例・指針等における保全対象の地形・地質・自然公園の区域等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸侵食等が進行している地域</li> <li>公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> </ul>
地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の地下水位の変化を生じさせ、地盤沈下の程度が著しいものとなるおそれがあるもの</li> <li>大規模な地盤の変形を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域（工業用水法）</li> <li>指定地域（建築物用地下水採取規制法）等</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、砂防指定地等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当範囲にわたる地盤沈下が観測される地域等</li> <li>公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> <li>公表された年次報告等により、環境の悪化が考えられる地域等</li> </ul>
日照	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の設置により、日影の影響が著しいものとなるおそれがあるもの</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用区域（日照基準取扱要綱）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物等により日影の影響を受ける地域等</li> </ul>
風害	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の設置により、風害の影響が著しいものとなるおそれがあるもの</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物等により風害の影響を受ける地域等</li> </ul>

【重点化・簡略化のための重大な環境影響の選定の考え方（その3）】

環境要素の区分	事業計画の特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
動物・植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変により、重要な種の生息・生育環境の消失、縮小化、分断、断片化があるもの</li> <li>・ 重要な種が繁殖地、渡りルート等の特別な利用をする地域で障害となるおそれがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体数が少ない、分布域が限られる、生息・生育環境が限られる、移動能力が低い種</li> <li>・ 環境の変化に対し、個体数や繁殖率等が変動しやすい種</li> <li>・ 自然林、湿原、藻場、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境</li> <li>・ ため池・湖沼等の閉鎖的な水域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、神戸市文化財保護条例の文化財保護条例に基づき指定された天然記念物</li> <li>・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種</li> <li>・ 環境省レッドリスト掲載種</li> <li>・ 神戸市、兵庫県及びその他のレッドデータブック掲載種</li> <li>・ 植物群落レッドデータブックに掲載されている群落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来生物が多い地域</li> <li>・ 放置林等で生物多様性の劣化が認められる地域</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変により、生態系の消失、縮小化があるもの</li> <li>・ 長大構造物による生態系ネットワークの分断、断片化があるもの</li> <li>・ 河川、海域の改変で流砂量の多いもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然林、湿原、湧水、藻場、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境</li> <li>・ ため池・湖沼等の閉鎖的な水域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園（国立公園）の区域</li> <li>・ 緑地保全地区（都市緑地保全法）</li> <li>・ 鳥獣保護区</li> <li>・ 保安林等の地域において重要な機能を有する自然環境等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シカ等の食害を受けやすい地域</li> <li>・ 緑地の少ない市街地</li> <li>・ 人工護岸・堰の多い河川</li> <li>・ オフロードバイクの進入等人為的な影響で自然環境の劣化が認められる地域</li> <li>・ 温暖化の影響を受けやすい地域</li> <li>・ ナラ枯れ・マツ枯れの被害の拡大が認められる地域</li> </ul>
人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 触れ合い活動の場に直接的な改変があるもの</li> <li>・ 触れ合い活動の場の環境質、アクセス特性に改変があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場等（野外レクリエーション地の他、里地、里山、都市農園等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園（国立公園）の区域</li> <li>・ 市民農園整備促進法による市民農園</li> <li>・ 温泉法による指定地域等</li> <li>・ 神戸市都市公園条例により設置した都市公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里地里山、ため池、草原、河畔林等のうち、地域で利用されているもの</li> <li>・ 都市に残存する樹林地及び緑地のうち、地域で利用されているもの</li> <li>・ 社寺、史跡等</li> <li>・ 学校</li> <li>・ 野外レクリエーション地（キャンプ場、海水浴場、散策路等）</li> <li>・ 自然歩道等</li> </ul>

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (1) 事前配慮書の作成等

【重点化・簡略化のための重大な環境影響の選定の考え方（その4）】

環境要素の区分	事業計画の特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観資源、眺望点に直接改変があるもの</li> <li>・眺望点と景観資源の間に高構造物が出現することによる眺めに変化があるもの</li> <li>・視認性の高い長大構造物による周辺からの眺めに変化があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観資源、眺望点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市都市景観条例等による保護・規制区域</li> <li>・自然公園（国立公園，国定公園及び都道府県立自然公園）</li> <li>・自然環境情報図（自然環境保全基礎調査）における自然景観資源等</li> <li>・神戸市環境基本計画，神戸市景観計画での地域の景観目標等</li> <li>・文化財保護法による天然記念物等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山（二次林，人工林）農地，ため池，草原，河畔林等のうち，地域で減少・劣化しつつあるもの</li> <li>・都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林，社寺林，屋敷林等）並びに水辺地等のうち，地域を特徴づける重要な自然環境</li> <li>・社寺，史跡等・長距離自然歩道等</li> </ul>
文化環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変により，文化財の消失，縮小化があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財等の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法に基づき指定された登録文化財，神戸市文化財保護条例に基づき指定された文化環境保存区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財包蔵地等</li> </ul>
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般・産業廃棄物，残土の排出量の程度が著しいもの</li> </ul>	—	—	—
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの</li> </ul>	—	—	—
オゾン層破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オゾン層破壊ガス等の排出量の程度が著しいもの</li> </ul>	—	—	—

【技術指針別表2を参考に作成した面開発事業における事前配慮事項の例（その1）】

項目	事前配慮事項に示された配慮すべき事項	早期段階において事業計画に取り入れる事項	事業計画の熟度に応じて検討していく事項	事業計画の内容・特性等から配慮の必要がない事項
1 基本的配慮				
1-1 周辺土地利用との調和	① 住居系の土地利用の検討にあたっては、既存及び計画中の工場・幹線道路等の騒音・振動等の発生源及び事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、適切な施設配置に努めること	○	○	
	② 工場や工業団地等の土地利用の検討にあたっては、事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう適切な施設配置に努めること	○	○	
	③ 道路、鉄道等の計画にあたっては、周辺の生活環境及び自然環境に及ぼす影響の低減に努めること			○
	④ 事業実施区域の下流域及び周辺地域において、農業用水利用や地下水利用等がある場合は、これらの利水状況への影響の低減に努めること	○		
	⑤ 事業実施区域周辺地域の自然環境・文化環境との調和に努めること		○	
1-2 改変面積の最小化	① 事業実施区域の地形を生かした土地利用及び施設配置を行うことにより改変面積の最小化に努めるとともに、事業実施区域内での土工量バランスに配慮した計画とするように努めること	○		
2 自然環境の保全				
2-1 影響の回避・低減	① 事業実施区域における土地利用や施設配置の検討にあたっては、保全すべき希少種等への影響の回避・低減に努めること	○	○	
	② 事業実施区域内の緑地配置の検討にあたっては、周辺樹林地等との連続性に配慮するとともに、まとまりのある緑地の保全に努めること		○	
	③ 事業実施区域内の良好な緑地・水辺等について適正な保全に努めるとともに、表土の保全に努めること	○	○	
	④ 樹木等の伐採を最小限にとどめるとともに、根株の利用などにより既存樹木の活用に努めること	○	○	
	⑤ 保存緑地とする里山等の適切な管理を行い、良好な自然環境の維持に努めること	○	○	
2-2 修復・代償的措置	① 保全すべき希少種等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業実施区域の適地等に移植するなど適切な措置に努めること	○	○	
	② 事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮するよう努めること（植生工や植栽工などの緑化においては、ブラックリスト種を原則使用しないこと）		○	
	③ 事業実施区域内において極力まとまりのある緑地を配置するとともに、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めること	○	○	
	④ 緑地や水辺の整備にあたっては、現存する植生や自然素材等の利用により、多様な生物生息環境の形成に努めること		○	
	⑤ 事業計画により生物生息域の分断のおそれがある場合には、生物の移動空間・経路の確保等に努めること	○	○	
2-3 生物生息空間の再生・創出	① 保存緑地の予定地であっても、自然度が低い場所では成木や苗木の植栽に努めること		○	
	② 既成市街地及び埋立地においては、緑地や水辺などの生物生息空間の積極的な創出に努めること		○	
	④ 河川改修を伴う場合は、自然素材の活用、瀬や淵の保全・創造などにより、生物生息空間に配慮した河川環境の創造に努めること	○	○	
3 生活環境の保全				
3-1 環境への負荷の抑制	① 事業計画により大気汚染物質、水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス・排水処理技術の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めること	○	○	
	② 事業計画により騒音・振動・悪臭の発生が伴う場合は、周辺の居住環境等に十分配慮のうえ、影響の低減に努めること	○	○	
	③ 物流の効率化、公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めること		○	
	④ コンクリート廃材、アスファルト廃材などの造成・建設に伴う廃棄物等について、排出量の抑制に努めること		○	

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (1) 事前配慮書の作成等

【技術指針別表2を参考に作成した面開発事業における事前配慮事項の例（その2）】

項目	事前配慮事項に示された配慮すべき事項	早期段階において事業計画に取り入れる事項	事業計画の熟度に応じて検討していく事項	事業計画の内容・特性等から配慮の必要がない事項
3 生活環境の保全				
3-2 事業実施区域の周囲等への緩衝施設帯の整備	① 事業実施区域の周囲の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じて、事業実施区域の周囲における緑地等の緩衝施設帯の整備に努めること	○	○	
3-3 道路・上下水道等の都市基盤整備計画との整合	① 既存又は計画広域幹線道路や鉄道等の交通基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域への適切なアクセスの確保に努めること	○	○	
	② 上下水道計画等の都市基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域における適切な給排水に努めること	○	○	
3-4 その他	① 埋立てや海岸線における事業計画にあたっては、海水の浄化が期待される護岸などの整備に努めること			
	② 雨水の地下浸透システムの導入等により雨水の浸透能力の修復を図るなど、地域の水循環の保全・回復に努めること		○	
	③ 事業計画に伴い地下構造物の建設や地下水採取を行うにあたっては、地下水脈への影響の低減に努めること		○	
4 快適環境の保全・創造				
4-1 魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	① 事業実施区域内施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めること	○	○	
	② 事業実施区域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること	○	○	
	③ 緑化などによる良好な沿道景観の整備を図るとともに、歩道や公園などのオープンスペースの適正配置に努めること	○	○	
4-2 文化的・歴史的資源の保全	① 事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源について適正に保全するなど、文化環境の保全に努めること	○	○	
4-3 身近に自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	① 公園・歩道・修景池などのオープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めること		○	
	② 河川の改修を伴う場合は、より親水性の高い河川環境整備に努めること	○	○	
	③ 埋立て等にあたっては、周辺との連続性に配慮のうえ、海岸線における緑地空間、親水空間及び生きものとの触れ合いの場の創造に努めること	○	○	
5 地球環境保全への貢献				
5-1 二酸化炭素排出量の抑制	① 地域冷暖房システム、コージェネレーションシステム、エネルギー効率の高い生産設備の導入などにより、エネルギー利用効率の向上に努めること	○	○	
	② 電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力を努めること	○	○	
	③ 事業実施区域内における建物の配置・形状の検討にあたっては、自然の光や風の効果的な活用を努めるとともに、建物の断熱構造化の検討などにより省エネルギー化に努めること	○	○	
	④ 太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーの活用を努めること	○	○	
5-2 廃棄物の再資源化、再生資源の利用	① 廃棄物を資源として再利用するなど、省資源・循環型システムの形成に努めること	○	○	
	② 舗装骨材、建築資材等に再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努めること		○	
5-3 水資源の有効利用	① 雨水の有効利用に努めること		○	
	② 下水道処理水の再利用システムが計画されている場合には、その利用に努めること		○	
5-4 その他	① 二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること		○	
	② 熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努めること		○	

【技術指針別表2を参考に作成した施設系事業における事前配慮事項の例（その1）】

項目	事前配慮事項に示された配慮すべき事項	早期段階において事業計画に取り入れる事項	事業計画の熟度に応じて検討していく事項	事業計画の内容・特性等から配慮の必要がない事項
1 基本的配慮				
1-1 周辺土地利用との調和	② 工場や工業団地等の土地利用の検討にあたっては、事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう適切な施設配置に努めること	○	○	
	④ 事業実施区域の下流域及び周辺地域において、農業用水利用や地下水利用等がある場合は、これらの利水状況への影響の低減に努めること	○		
	⑤ 事業実施区域周辺地域の自然環境・文化環境との調和に努めること	○		
1-2 改変面積の最小化	① 事業実施区域の地形を生かした土地利用及び施設配置を行うことにより改変面積の最小化に努めるとともに、事業実施区域内での土工量バランスに配慮した計画とするように努めること	○	○	
2 自然環境の保全				
2-1 影響の回避・低減	① 事業実施区域における土地利用や施設配置の検討にあたっては、保全すべき希少種等への影響の回避・低減に努めること	○	○	
	② 事業実施区域内の緑地配置の検討にあたっては、周辺樹林地等との連続性に配慮するとともに、まとまりのある緑地の保全に努めること		○	
	③ 事業実施区域内の良好な緑地・水辺等について適正な保全に努めるとともに、表土の保全に努めること		○	
	④ 樹木等の伐採を最小限にとどめるとともに、根株の利用などにより既存樹木の活用に努めること	○		
2-2 修復・代償的措置	① 保全すべき希少種等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業実施区域の適地等に移植するなど適切な措置に努めること	○	○	
	② 事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮するよう努めること（植生工や植栽工などの緑化においては、ブラックリスト種を原則使用しないこと）		○	
	③ 事業実施区域内において極力まとまりのある緑地を配置するとともに、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めること		○	
	④ 緑地や水辺の整備にあたっては、現存する植生や自然素材等の利用により、多様な生物生息環境の形成に努めること		○	
2-3 生物生息空間の再生・創出	② 既成市街地及び埋立地においては、緑地や水辺などの生物生息空間の積極的な創出に努めること		○	
	④ 河川改修を伴う場合は、自然素材の活用、瀬や淵の保全・創造などにより、生物生息空間に配慮した河川環境の創造に努めること			○
3 生活環境の保全				
3-1 環境への負荷の抑制	① 事業計画により大気汚染物質、水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス・排水処理技術の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めること	○	○	
	② 事業計画により騒音・振動・悪臭の発生が伴う場合は、周辺の居住環境等に十分配慮のうえ、影響の低減に努めること	○	○	
	③ 物流の効率化、公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めること		○	
	④ コンクリート廃材、アスファルト廃材などの造成・建設に伴う廃棄物等について、排出量の抑制に努めること		○	
3-2 事業実施区域の周囲等への緩衝施設帯の整備	① 事業実施区域の周囲の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じて、事業実施区域の周囲における緑地等の緩衝施設帯の整備に努めること		○	
3-4 その他	③ 事業計画に伴い地下構造物の建設や地下水採取を行うにあたっては、地下水脈への影響の低減に努めること	○		
4 快適環境の保全・創造				
4-1 魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	① 事業実施区域内施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めること		○	
	② 事業実施区域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること		○	

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (1) 事前配慮書の作成等

【技術指針別表2を参考に作成した施設系事業における事前配慮事項の例（その2）】

項目	事前配慮事項に示された配慮すべき事項	早期段階において事業計画に取り入れる事項	事業計画の熟度に応じて検討していく事項	事業計画の内容・特性等から配慮の必要がない事項
4 快適環境の保全・創造				
4-1 魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	① 事業実施区域内施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めること		○	
	② 事業実施区域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること		○	
4-2 文化的・歴史的資源の保全	① 事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源について適正に保全するなど、文化環境の保全に努めること	○		
4-3 身近に自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	① 公園・歩道・修景池などのオープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めること		○	
	② 河川の改修を伴う場合は、より親水性の高い河川環境整備に努めること			○
4-4 その他	① 事業実施区域内の施設計画の検討にあたっては、事業実施区域の周辺の気象状況にも配慮のうえ、日照障害や風害等について周辺環境への影響を極力低減するよう努めること	○	○	
5 地球環境保全への貢献				
5-1 二酸化炭素排出量の抑制	① 地域冷暖房システム、コージェネレーションシステム、エネルギー効率の高い生産設備の導入などにより、エネルギー利用効率の向上に努めること	○	○	
	② 電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力を努めること		○	
	③ 事業実施区域内における建物の配置・形状の検討にあたっては、自然の光や風の効果的な活用に努めるとともに、建物の断熱構造化の検討などにより省エネルギー化に努めること		○	
	④ 太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーの活用に努めること		○	
5-2 廃棄物の再資源化、再生資源の利用	① 廃棄物を資源として再利用するなど、省資源・循環型システムの形成に努めること		○	
	② 舗装骨材、建築資材等に再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努めること		○	
5-3 水資源の有効利用	① 雨水の有効利用に努めること		○	
	② 下水道処理水の再利用システムが計画されている場合には、その利用に努めること		○	
5-4 その他	① 二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること		○	
	② 熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努めること		○	

【技術指針別表2を参考に作成した交通系事業における事前配慮事項の例（その1）】

項目	事前配慮事項に示された配慮すべき事項	早期段階において事業計画に取り入れる事項	事業計画の熱度に応じて検討していく事項	事業計画の内容・特性等から配慮の必要がない事項
1 基本的配慮				
1-1 周辺土地利用との調和	③ 道路、鉄道等の計画にあたっては、周辺の生活環境及び自然環境に及ぼす影響の低減に努めること	○		
	⑤ 事業実施区域周辺地域の自然環境・文化環境との調和に努めること	○		
1-2 改変面積の最小化	① 事業実施区域の地形を生かした土地利用及び施設配置を行うことにより改変面積の最小化に努めるとともに、事業実施区域内での土工量バランスに配慮した計画とするように努めること	○		
2 自然環境の保全				
2-1 影響の回避・低減	① 事業実施区域における土地利用や施設配置の検討にあたっては、保全すべき希少種等への影響の回避・低減に努めること	○		
	② 事業実施区域内の緑地配置の検討にあたっては、周辺樹林地等との連続性に配慮するとともに、まとまりのある緑地の保全に努めること	○		
	③ 事業実施区域内の良好な緑地・水辺等について適正な保全に努めるとともに、表土の保全に努めること	○		
	④ 樹木等の伐採を最小限にとどめるとともに、根株の利用などにより既存樹木の活用に努めること		○	
2-2 修復・代償的措置	① 保全すべき希少種等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業実施区域の適地等に移植するなど適切な措置に努めること		○	
	② 事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮するよう努めること（植生工や植栽工などの緑化においては、ブラックリスト種を原則使用しないこと）		○	
	③ 事業実施区域内において極力まとまりのある緑地を配置するとともに、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めること	○		
	④ 緑地や水辺の整備にあたっては、現存する植生や自然素材等の利用により、多様な生物生息環境の形成に努めること	○		
	⑤ 事業計画により生物生息域の分断のおそれがある場合には、生物の移動空間・経路の確保等に努めること	○		
2-3 生物生息空間の再生・創出	② 既成市街地及び埋立地においては、緑地や水辺などの生物生息空間の積極的な創出に努めること	○		
	④ 河川改修を伴う場合は、自然素材の活用、瀬や淵の保全・創造などにより、生物生息空間に配慮した河川環境の創造に努めること			○
3 生活環境の保全				
3-1 環境への負荷の抑制	① 事業計画により大気汚染物質、水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス・排水処理技術の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めること			○
	② 事業計画により騒音・振動・悪臭の発生が伴う場合は、周辺の居住環境等に十分配慮のうえ、影響の低減に努めること	○		
	③ 物流の効率化、公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めること			○
	④ コンクリート廃材、アスファルト廃材などの造成・建設に伴う廃棄物等について、排出量の抑制に努めること		○	
3-2 事業実施区域の周囲等への緩衝施設帯の整備	② 道路、鉄道等の建設にあたっては、計画ルート周辺の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じた環境対策に努めること	○		
4 快適環境の保全・創造				
4-1 魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	① 事業実施区域内施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めること	○		
	② 事業実施区域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること	○		
4-2 文化的・歴史的資源の保全	① 事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源について適正に保全するなど、文化環境の保全に努めること	○		

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (1) 事前配慮書の作成等

【技術指針別表2を参考に作成した交通系事業における事前配慮事項の例（その2）】

項目	事前配慮事項に示された配慮すべき事項	早期段階において事業計画に取り入れる事項	事業計画の熟度に応じて検討していく事項	事業計画の内容・特性等から配慮の必要がない事項
4 快適環境の保全・創造				
4-3 身近に自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	① 公園・歩道・修景池などのオープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めること		○	
	② 河川の改修を伴う場合は、より親水性の高い河川環境整備に努めること			○
4-4 その他	① 事業実施区域内の施設計画の検討にあたっては、事業実施区域の周辺の気象状況にも配慮のうえ、日照障害や風害等について周辺環境への影響を極力低減するよう努めること		○	
5 地球環境保全への貢献				
5-1 二酸化炭素排出量の抑制	① 地域冷暖房システム、コージェネレーションシステム、エネルギー効率の高い生産設備の導入などにより、エネルギー利用効率の向上に努めること			○
	② 電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力に努めること		○	
	④ 太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーの活用を努めること		○	
5-2 廃棄物の再資源化、再生資源の利用	① 廃棄物を資源として再利用するなど、省資源・循環型システムの形成に努めること		○	
	② 舗装骨材、建築資材等に再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努めること		○	
5-3 水資源の有効利用	① 雨水の有効利用に努めること			○
	② 下水道処理水の再利用システムが計画されている場合には、その利用に努めること			○
5-4 その他	① 二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること			○
	② 熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努めること		○	

#### キ. 検討の対象とする事業計画案の立案

事業を実施するにあたり環境への影響を最小限にするためには、複数案を立案し、早い段階で市民等に提示することによって、より多くの意見を取り入れ、かつ、社会的・経済的要因を踏まえ実現可能なものとする必要があります。

事前配慮手続段階では環境影響を検討するにあたり、計画熟度が低いため予測条件に必要な事業計画を設定できないことも想定されます。事前配慮手続の目的は、重大な環境影響を回避・低減することであることを踏まえ、現実的な範囲で想定しうる事業計画を設定し複数案を設定します。

複数案は可能な限り事業の位置、規模の検討を優先しますが、位置、規模が限定されている場合においては、施設の構造・方式、設備・工程を複数案とし、位置、規模の検討が実施できない理由を示す必要があります。

また、新たな技術が導入可能な場合には、事前配慮段階において示された複数案より環境に良い影響を与えることもあるため、環境影響評価の段階において最終的な事業計画とする際に、その内容を記載します。

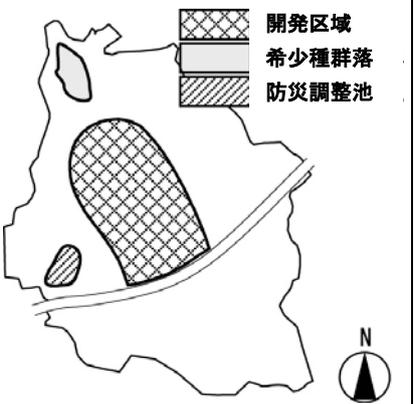
なお、神戸市の環境影響評価制度において、現況との比較は行いますが、複数案の中にはゼロオプション（事業を行わない）は含まないものとします。

#### 【事前配慮段階における事業計画の留意点】

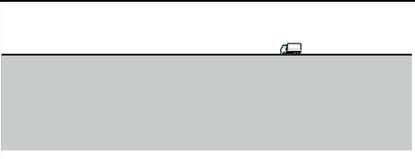
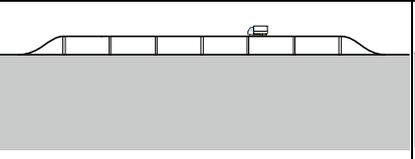
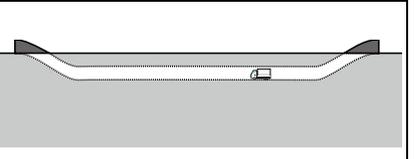
事前配慮手続は、最終的な事業計画の決定過程においてその内容を反映させることが目的であり、必ずしも複数案のいずれかが、そのまま最終的な事業計画になるとは限らないことに留意する必要があります。

このため、事前配慮書に対する市長意見書の公告以降、実施計画書又は第2類事業の判定願の提出までの間における事業計画案の変更については変更届の対象としていませんが、実施計画書又は第2類事業の判定願の提出の際は、変更を行った経緯について記載する必要があります。

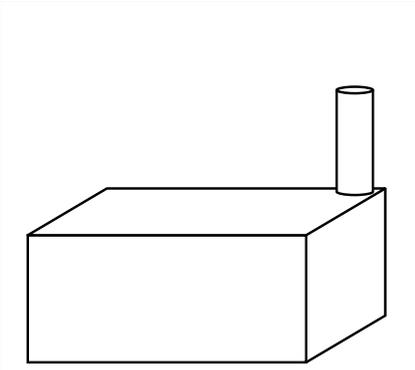
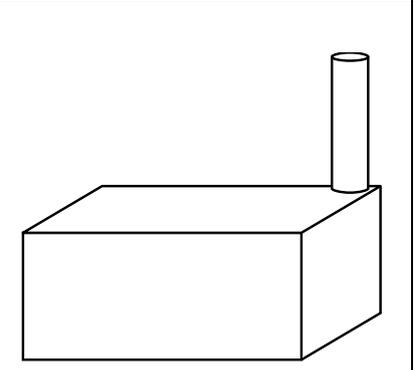
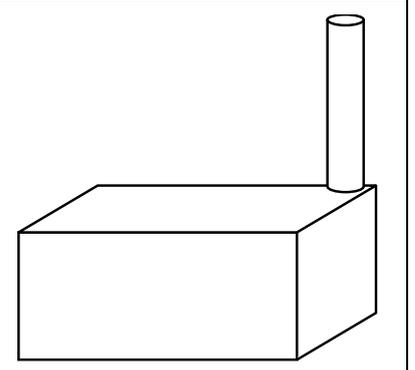
【面開発系事業の位置・規模の検討段階における複数立案の事例】

A案	B案	C案
開発区域を敷地中央に配置し、土地の形状を活かしながら道路と防災調整池を配置する案	開発区域を敷地中央に配置し、谷間に道路を敷設する案	開発区域を敷地北側に配置し、南側の土地に余裕をもたせた案
宅地造成の面積 22ha	宅地造成の面積 21ha	宅地造成の面積 21ha
 <p>開発区域 希少種群落 防災調整池</p>	 <p>開発区域 希少種群落 防災調整池</p>	 <p>開発区域 希少種群落 防災調整池</p>

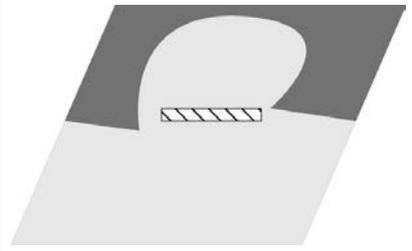
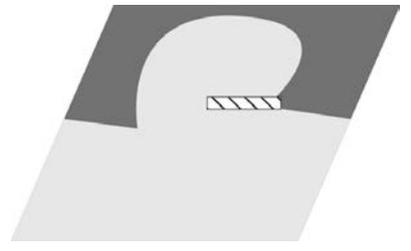
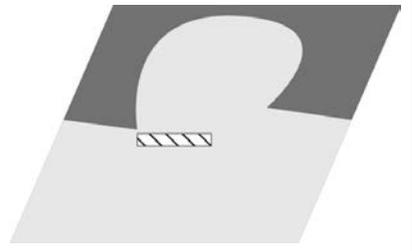
【交通系事業の構造の検討段階における複数立案の事例】

A案	B案	C案
道路の線形は変えずに平面交通とした案	道路の線形は変えずに高架道路とした案	道路の線形は変えずにトンネルとした案
道路構造 平面構造	道路構造 立体構造	道路構造 トンネル構造
		

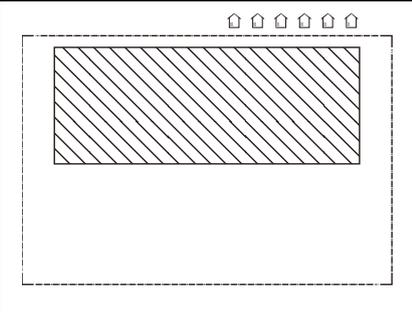
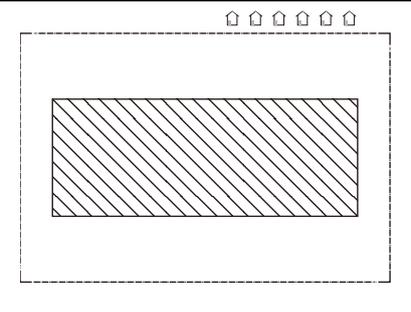
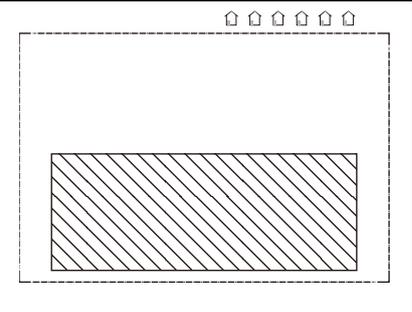
【供給処理系事業の構造の検討段階における複数案の事例】

A案	B案	C案
事業所の煙突高さを低くし、景観に配慮した案	A案とB案の間中とした案	事業所の煙突高さを高くし、排ガスの拡散に配慮した案
煙突高さ 59m (日処理量 250 t)	煙突高さ 80m (日処理量はA案に同じ)	煙突高さ 100m (日処理量はA案に同じ)
		

【埋立て等事業の位置・規模の検討段階における複数案の事例】

A 案	B 案	C 案
防波堤を湾の入口の中央に配置した案	防波堤を湾の手前に配置した案	防波堤を湾の手前に配置した案
防波堤長さ 2.0km	防波堤長さ 1.5km	防波堤長さ 1.2km
		

【その他事業の位置の検討段階における複数案の事例】

A 案	B 案	C 案
建築物を住居から最も近くに配置した案	A 案と B 案の中間とした案	建築物を住居から最も遠くに配置した案
		

## ク. 事業計画案の比較及び評価

事業計画案の比較を行う際の予測は、簡易であっても可能な限り定量的な予測を行います。方法としては土地利用計画、施設配置計画、整備施設の構造、方式、地図情報等と、事業実施想定区域周辺の主な住宅数や宅地との位置関係（離隔距離等）等の簡易な指標により、大気汚染物質の発生量や騒音等についての重大な影響の有無の判断や複数案の定量的な比較等があります。

定量的に予測できないものについては、得られた情報に基づき、適切な規模や内容の事業の事例を引用し定性的な予測を行います。

評価については定量的あるいは定性的な予測の結果をもとに、重大な環境影響が可能な限り回避・低減されているかを環境面から見た影響程度を評価します。

評価の結果は、複数案ごとに現況評価結果と比較できるように、評価項目ごとの相互比較の結果をマトリクスなどによる表示を行うなど、市民等に分かり易い表現方法に努める必要があります。

なお、事前配慮では複数案で環境影響の比較を行うことが目的であるため、複数案の中で重大な環境影響となった配慮事項については、他の案において重大なものでない項目も必ず選定し、比較評価を行う必要があります。

なお、事業特性や地域の環境特性等の様々な制約条件から、やむを得ず単一案となる場合も想定されます。この場合にはおいては事前配慮であっても、可能な限り環境影響評価手続に準じた方法で現況の調査、環境影響の予測及び評価を行い、必要に応じて現地踏査や現地調査の実施を検討します。

### 【事業計画案の比較方法の例】

比較の方法	A案	B案	C案
環境に関する負荷量を明示して比較している例	530 t	485 t	620 t
1案を基準として、他案の負荷量を相対的に比較している例	1.0	0.85 (A案を1として)	1.20 (A案を1として)
「他の計画案に比べて優れる。」「他の計画案と同じ又はほとんど差がない。」「他の計画案に比べて劣る。」を「◎、○、△」で比較している例	◎	○	△
定性的に予測を行った結果を比較している例	既往の事例によると影響はほとんどない	既往の事例によると影響は小さい	既往の事例によると影響は小さい
予測結果を順位付けして比較している例	1位	2位	3位

## 事前配慮書作成に資する参考資料

### ● 参考図書

- ・ 計画段階配慮手続に係る技術ガイド

<http://www.env.go.jp/policy/assess/5-6planning/guide.pdf>

- ・ 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0714pdf/ks0714.pdf>

- ・ 発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf)

- ・ 火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン

[http://www.env.go.jp/policy/assess/5-7expedite/expedite\\_h24\\_9/mat9\\_2.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/5-7expedite/expedite_h24_9/mat9_2.pdf)

- ・ 風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例

[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/h24\\_04-01.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/h24_04-01.pdf)

- ・ 土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/assessment.pdf>

- ・ 港湾分野の環境影響評価に関する計画段階環境配慮書作成等ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/common/000994681.pdf>

- ・ 環境影響評価制度における情報交流について

[http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota\\_02.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02.pdf)

- ・ ひょうごの生物多様性ひろば 生物多様性配慮指針

[http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030\\_biotic\\_info/sub02.html](http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/sub02.html)

- ・ 地域環境情報

<http://www.env.go.jp/policy/assess/4-3areainfo/index.html>

### ● 参考事例

- ・ 配慮書に関する参考事例（環境省）

<http://www.env.go.jp/policy/assess/4-6sea/index.html>

- ・ ひょうごの生物多様性ひろば 生物多様性配慮指針

[http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030\\_biotic\\_info/sub02.html](http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/sub02.html)

- ・ 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱に基づく事業一覧

[http://www.saitamaasesu.jp/asesu/2\\_jirei/itiran-s.html](http://www.saitamaasesu.jp/asesu/2_jirei/itiran-s.html)

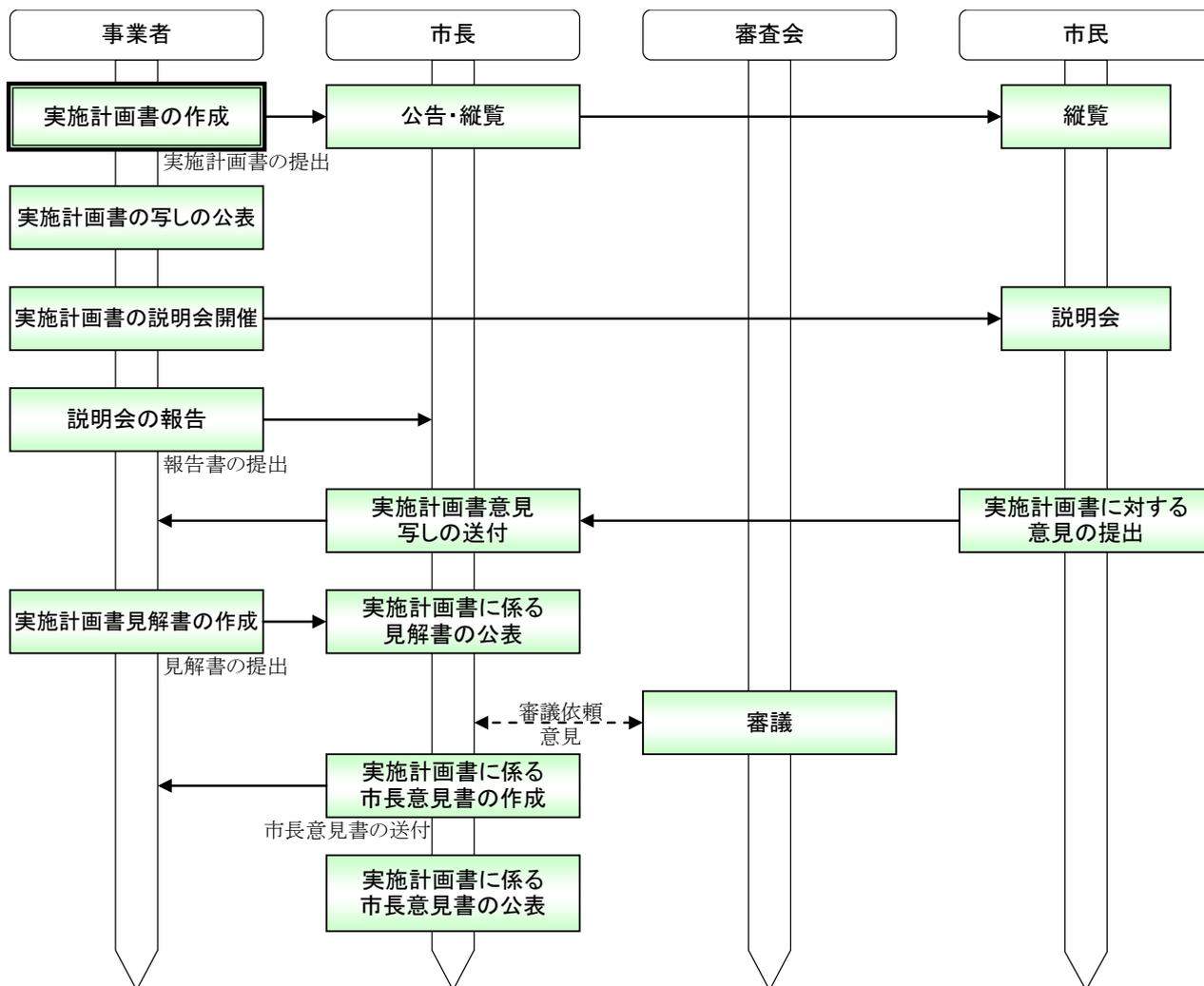
## (2) 実施計画書の作成等

### 【実施計画書の目的】

実施計画書は、第1類事業又は環境影響評価手続が必要と判定された第2類事業において、環境影響評価をどのように進めていくかの方法を示す図書です。

事前配慮手続において出された市民及び市長意見をもとに、計画の策定に至る経過をとりまとめ、複数案から1案の事業計画を策定します。この事業計画から環境影響評価を行う項目や方法を示し、環境保全の見地からの意見を有する市民や市長からの意見を勘案し、方法を確定します。

### 実施計画書手続の流れ



実施計画書作成のポイント

実施計画書	作成時のポイント	関連事項
1. 事業計画の概要 (1)事業者の氏名及び住所 (2)対象事業の名称 (3)対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容		
2. 事前配慮書の概要	事前配慮書において概略的な予測を行った結果の総合評価を記載	
3. 事前配慮書に対する意見、見解等 (1)事前配慮書についての市民等の意見の概要 (2)事前配慮書についての市長の意見 (3)市民等の意見及び市長の意見に対する事業者の見解	(1)項目ごとに区分して整理することを基本とし、多数の意見書が提出された場合などには、同趣旨のものは取りまとめて概要を作成 (2)市長の意見を転記 (3)は(1)(2)の意見ごとに事業者の見解を表等を用いて示す 対応が不要であると判断した場合は、その理由等を示す 同趣旨の複数の意見については、取りまとめて見解を示す	
4. 事前配慮の内容 (1)事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画決定の経緯 (2)事前配慮手続を経て決定した事業計画	(1)事前配慮書の計画案の検討内容と決定した事業計画を記載 【記載事項】 複数の事業計画案を比較した図表等 複数案の影響の比較した表等 各事業計画案の、長所・短所 環境配慮上の重点事項等 決定した事業計画  【注意事項】 事前配慮書の計画案のうちの1案を採用した場合には、複数案の比較による評価が計画決定の経緯となる 決定した事業計画が事前配慮書における複数案のどれにも該当しない場合又は一部を変更した計画案を採用する場合には、その基礎となった計画案、選定理由、変更がある場合は変更内容及び変更理由を記載した結果の評価が計画決定の経緯となる  (2)は(1)を勘案して決定した最終的な事業計画とその計画における事前配慮事項を記載	5 (2) ア
5. 事業実施区域及びその周囲の概況 (1)調査対象地域の設定 (2)自然的概況 (3)社会的概況 (4)環境の概況		5 (2) イ
6. 行為等の区分の抽出及び環境要素の区分の選定 (1)行為等の区分の抽出 (2)環境要素の区分の選定	(1)(2)は、技術指針の表2・表3により、行為等・環境要素関連表を作成 環境要素から除外及び追加する場合は、その理由を記載	5 (2) ウ 5 (2) エ
7. 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法の選定	選定した評価項目ごとに、技術指針別表5 現況調査項目、技術指針別表6 予測の項目及び方法を参考に、調査・予測・評価の手法及び位置の考え方を検討し、それをまとめた表を作成 調査・予測の位置を図示するとともに、対象事業との位置の関係が分かるように示す	5 (2) オ 5 (2) カ 5 (2) キ 5 (2) ク
8. その他環境影響評価の実施に係る事項		
9. 受託者に関する情報		

上表のうち 太字：各段階で作成される事項 細字：前段階の情報を必要に応じて再検討する事項

- 提出する図書
  - ・実施計画書及び概要書
- 図書の提出時の届出
  - ・標題「環境影響評価事前配慮書の提出について」  
書式『記載例1』を参考
  - ・標題「電子縦覧に係る報告書」  
書式『様式』条例施行規則第16条に基づく施行細目を参考
- 実施計画書手続に必要な図書以外の提出物
  - ・説明会報告書
  - ・実施計画書意見の見解書

技術指針別表5 現況調査項目

環境要素	調査項目		留意事項
(1)大気質	大気質の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている物質 ②大気汚染防止法及び同施行令に規定されている物質 ③その他必要な項目	当該対象事業により排出が予想される物質及びこれに関連する項目について調査する。  気象、地形・地物及び発生源の状況の調査は、大気質との関連を解析する場合に実施する。
	気象	風向・風速、気温、日射量、放射収支量等	
	地形・地物	地形・地物の種類、規模、分布等	
	発生源の状況	発生源の種類、規模、分布、排出条件、発生負荷量等	
(2)騒音・低周波音	騒音・低周波音の現況	①音圧レベル、騒音レベル、周波数特性及びその時間変動等 ②音源の種類・寄与等	当該対象事業により騒音・低周波音のレベル等の上昇が予想される場合に実施する。  伝搬性状及び発生源の状況の調査は、騒音・低周波音との関連を解析する場合に実施する。
	伝搬性状	伝搬性状に係る地形・地物の種類と分布及び構造、気象条件等	
	発生源の状況	音源の種類、施設規模（能力）、分布、稼働状況（走行状況・運行状況）等	
(3)振動	振動の現況	振動加速度レベル、振動レベル、周波数特性及びその時間変動、地盤卓越振動数等	伝搬性状及び発生源の状況の調査は、振動との関連を解析する場合に実施する。
	伝搬性状	伝搬性状に係る地形・地盤の種類と分布及び構造等	
	発生源の状況	発生源の種類、施設規模（能力）、分布、稼働状況（走行状況・運行状況）等	
(4)悪臭	悪臭の現況	①特定悪臭物質 ②臭気指数（臭気濃度）	特定悪臭物質の調査は、当該対象事業により排出が予想される物質について調査する。  気象及び発生源の状況の調査は、悪臭との関連を解析する場合に実施する。
	気象	風向・風速、気温等	
	発生源の状況	発生源の種類、規模、排出ガス量、排出水量等	

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (2)実施計画書に係る手続等

環境要素	調査項目		留意事項
(5) 水質	水質の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている項目 ②その他必要な項目（水温、透視度、透明度、濁度、塩素イオン量、塩分量等）	当該対象事業により排出が予想される項目及びこれに関連する項目について調査する。 水象及び発生源の状況の調査は、水質との関連を解析する場合に実施する。
	水象	①河川水象（流速、流量、河川の形態等） ②湖沼水象（水位、貯水量、湖沼の形態等） ③海域水象（潮流、潮汐、拡散係数、波浪等）	
	発生源の状況	発生源の種類、規模、排出水量、排出負荷量等	
(6) 底質	底質の現況	①海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令第1条の判定基準に定められた物質 ②その他必要な項目（COD、硫化物、強熱減量、含水率、粒度組成等）	当該対象事業により排出が予想される物質及びこれに関連する項目について調査する。
	地下水質	①環境基本法により環境基準が設定されている項目 ②その他必要な項目（水温、塩素イオン量等）	
(7) 地下水質	地下水質の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている項目 ②その他必要な項目（水温、塩素イオン量等）	当該対象事業により浸透が予想される項目及びこれに関連する項目について調査する。 地下水象の調査は、地下水質との関連を解析する場合に実施する。
	地下水象	表層地下水、被圧地下水、土層地下水及び亀裂帯の地下水の状態（自由地下水面、静水面等）、地下水流動等	
(8) 土壌	地歴	①人為的原因による汚染のおそれ ②自然由来の汚染のおそれ ③水面埋立て用材料由来の汚染	土壌汚染対策法に規定する汚染状況調査における地歴調査に準じて実施する。 地歴に係る調査において土壌汚染のおそれがある場合に実施する。
	土壌の現況	①環境基本法により環境基準が設定されている物質 ②土壌汚染対策法に規定する特定有害物質	
(9) 地形・地質	地形の状況	標高分布、傾斜分布、起伏量、地形分類、水系、学術的に価値の高いもの等特異な地形、崩壊・地滑り等の状況等	
	地質の状況	表層地質、地質構造、学術的に価値の高いもの等特異な地質、土地の安定性等	
(10) 地盤	地盤変位の現況	地盤の変位、地盤の沈下量、崩壊・地滑り等の状況、地下水の取水量等	対象事業に伴って地盤に影響を受けるおそれのある住居等が周囲に存在する場合に実施する。

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (2)実施計画書に係る手続等

環境要素	調査項目		留意事項
(11)日照	日影時間	冬至日における日影時間	対象事業に伴って日照阻害を受けるおそれのある住居等が周囲に存在する場合に実施する。
	建築物等の分布状況	住居等の位置，形状，階層等	
(12)風害	風の状況	①上空風の状況（上空風の風向・風速，基準風（気象台など代表となる観測点での風）の風向・風速との関係等） ②地表付近の風の状況（地表付近の風の風向・風速，突風率（平均風速と最大瞬間風速の比）等突風の状況等） ③強風の状況（強風の発生場所，発生時の上空風や基準風の風向・風速との関係等）	対象事業に伴って風害を受けるおそれのある住居等が周囲に存在する場合に実施する。
	地形・地物の状況	地形の状況，周辺の中高層建築物等の位置，規模，分布状況等	
(13)植物	陸生植物 （淡水域に生育する水生の維管束植物を含む。）	①植物相〔維管束植物〕 ②現存植生等 ③貴重な植物種・植物群落及びその生育状況 ④主要群落の現存量	必要に応じて，蘚苔植物，地衣植物を環境影響評価の対象とする。
	水生植物	大型藻類（藻場）の分布状況，被度，生育種等	
(14)動物	陸生動物	①動物相〔哺乳類，鳥類，爬虫類，両生類，昆虫類〕 ②貴重な動物種及びその生息状況	必要に応じて，クモ類，陸産貝類，土壌動物を環境影響評価の対象とする。
	水生動物	①動物相〔両生類，魚類，昆虫類〕 ②貴重な動物種及びその生息状況	
(15)生態系	生態系の概況	①動植物その他の自然環境に関する概況 ②大気・水環境，地形・地質，土壌などの基盤環境 ③広域的視点からの地域の生態系上の位置付け ④食物連鎖等生物間の相互関係の状況等	次の用語は，下記の内容で用いている。 上位性：食物連鎖の上位に位置する。 典型性：生態系を代表したり，その特徴をよく現す。 特殊性：特殊な環境等を指標する。
	種多様性	生態系を構成する生物種の種数及び密度	
	生態系を代表する生物種の状況	①上位性，典型性，特殊性の視点から注目される複数の種・群集（以下「注目種等」という。）及びこれらの現存量又は密度 ②注目種等の生態及び他の動植物との関係 ③注目種等の生育環境等	

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (2)実施計画書に係る手続等

環境要素	調査項目		留意事項
(16) 人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合いの場等の概況	位置、分布状況、種類、規模、利用の内容及び状況、利用環境等	施設の存在等の内容だけでなく、散策や水遊び等の利用状況にも着目する。
	人と自然との触れ合い活動の状況	活動の内容及び活動の状況等	
(17) 景観	眺望景観(眺望点から眺望する場合の景観)	①景観資源及び眺望点(利用状態を含む。)の分布 ②眺望の状態(眺望方向、景観構成要素等)等	視覚的変化の可能性のある範囲内に存在する主要なものについて実施する。
	眺望景観以外の景観(事業実施予定区域周辺の身近な景観等)	①場の状態(地形の状態、季節的変化の状況、人工物の形態等) ②利用の状態等	
(18) 文化環境	文化財	有形文化財(建造物)・記念物・伝統的建造物群等の分布	
	文化環境保存区域	文化環境保存区域の範囲等	
(19) 廃棄物等	廃棄物等に係る現状	発生及び処理の状況、減量化・再利用の状況等	
(20) 地球温暖化	温室効果ガスの発生の現状	廃棄物の焼却量、エネルギーの消費量、石灰石の分解量等温室効果ガスの発生源の状況	予測・評価において、現状との比較検討を行う場合に実施する。
(21) オゾン層破壊	オゾン層破壊物質の使用の現状	オゾン層破壊物質の使用状況、回収状況、排出状況等	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表に掲げる特定物質を使用し、予測・評価において、現状との比較検討を行う場合に実施する。

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (2)実施計画書に係る手続等

技術指針別表 6 予測の項目及び方法

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(1)大気質	気象等	地形・地物の改変	・ 事業計画に基づく推定等	気象等の予測は、気象等の変化を考慮して大気質を予測する場合には実施する。
		気象状況の変化	a 風洞実験による推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
	発生源	排出ガス量, 濃度, 負荷量等	・ 事業計画に基づく推計	
	大気質	寄与濃度	a シミュレーションによる推計 b 類似例による推定 c 風洞実験による推計 d その他適切な方法による推計	
		総合濃度	寄与濃度にバックグラウンド濃度を加算して推計する。	評価において、バックグラウンド濃度を考慮する必要がある場合に実施する。
(2)騒音・低周波音	伝搬性状	地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化	・ 類似例による推定等	伝搬性状の変化の予測は、伝搬性状の変化の程度を考慮して音圧レベルを予測する場合には実施する。
		気象条件に起因する伝搬性状の変化		
	発生源	音源の状況(パワーレベル等)	・ 事業計画に基づく推定	
	音圧レベル, 騒音レベル, 周波数特性		a 理論減衰式による推計 b シミュレーションによる推計 c 模型実験による推計 d 類似例による推定 e その他適切な方法による推計	低周波音の発生について考慮する必要がある場合には、低周波音の予測も行う。
(3)振動	伝搬性状	地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化	・ 類似例による推定等	伝搬性状の変化の予測は、伝搬性状の変化の程度を考慮して振動加速度レベルを予測する場合には実施する。
	発生源	振動源の状況(振動の発生特性, 卓越周波数等)	・ 事業計画に基づく推定	
	振動加速度レベル, 振動レベル		a 理論減衰式による推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推計	

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(4)悪臭	気象等	地形・地物の改変	・ 事業計画に基づく推定等	気象等の予測は、気象等の変化を考慮して悪臭を予測する場合に実施する。
		気象状況の変化	a 風洞実験による推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
	発生源	①排出ガス量，濃度等 ②排出水量，濃度	・ 事業計画に基づく推定等	
	悪臭の程度	①特定悪臭物質 ②臭気指数（臭気濃度）	a シミュレーションによる推計 b 大気濃度・排水濃度関係式による推計 c 類似例による推定 d その他適切な方法による推計	
(5)水質	水象等	①水象の変化	[河川水象・湖沼水象] a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定 [海域水象] a シミュレーションによる推計 b 水理模型実験による推計 c 類似例による推定 d その他適切な方法による推計	水象の変化の予測は、水象の変化の程度を考慮して水質を予測する場合に実施する。
		②水温の変化	a シミュレーションによる推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推計	水温の変化の予測は、公共用水域への温・冷水の排水により水生生物、利水等に影響が予想される場合に実施する。
	発生源	排出水量，濃度，負荷量等	・ 事業計画に基づく推計	
	水質	汚濁物質等の濃度	a シミュレーションによる推計 b 水理模型実験による推計 c 類似例による推定 d その他適切な方法による推計	
	(6)底質	水象等	水象の変化	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定
発生源		排出水量，濃度等	・ 事業計画に基づく推定等	
底質		有害物質等の濃度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (2)実施計画書に係る手続等

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(7)地下水質	地下水象等	地下水象（表層地下水、被圧地下水、土層地下水及び亀裂帯の地下水）の変化	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c シミュレーションによる推計 d その他適切な方法による推定	地下水象等の予測は、地下水象等の変化を考慮して地下水質を予測する場合に実施する。
	発生源	浸透水量、濃度等	・事業計画に基づく推定等	
	地下水質	有害物質等の濃度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c シミュレーションによる推計 d その他適切な方法による推定	
(8)土壌	汚染土壌の措置	汚染の除去等の措置が及ぼす影響	事業計画に基づく推定	現況調査において土壌汚染が確認された場合に実施する。
	土壌汚染	特定有害物質等の濃度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(9)地形・地質	地形	①地形の変化の程度 ②特異な地形の消滅又は改変の程度 ③土地の安定性の変化の程度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	土地の安定性の変化の程度の予測は、当該事業により直接改変を受ける区域が、防災関係法令等により指定されている地域地区にかかる場合又は近接する場合に実施する。
	地質	・特異な地質の消滅又は改変の程度	a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(10)地盤	①土層地下水の取水による地盤の沈下の程度		a 圧密理論モデルによる推計 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
	②構造物等による地盤の変形の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	沖積層及び洪積層の圧密沈下の程度についても考慮する。
(11)日照	冬至日における日影時間の変化		a 日影図による推計 b 模型実験による推計 c その他適切な方法による推計	
(12)風害	地表風の風向・風速の変化の程度及び変化する範囲		a 風洞実験による推計 b シミュレーションによる推計 c その他適切な方法による推定	樹木等による風向・風速の変化についても考慮する。

環境要素	予測項目		予測方法	留意事項
(13)植物	①植物相、植生の変化の程度 ②生育環境の変化の程度 ③貴重な植物種・植物群落の消滅の有無 ④主要群落の現存量の変化の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(14)動物	①動物相の変化の程度 ②生息環境の変化の程度 ③貴重な動物種の消滅の有無		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(15)生態系	①生態系の変化の概要 ②種多様性の変化の程度 ③注目種等の生育環境の変化の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(16)人と自然との触れ合い活動の場	①触れ合いの場等の改変の程度		・ 事業計画に基づく推定	
	②触れ合い活動の場の利用状況の変化		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(17)景観	景観資源	すぐれた景観資源の消滅の有無、改変の程度	・ 事業計画に基づく推定	景観における価値とは、人が受ける視覚的な印象の強さにより認識されるものであり、多くは地域特性によって異なるものであることに留意する。
	眺望景観等	普遍価値（誰しものが普遍的に共有しているような価値）及び固有価値（特定の地域や特定の主体に固有な価値）の変化の程度	a 完成予想図 b モンタージュ写真 c コンピュータグラフィック d 模型 e その他適切な方法	
(18)文化環境	文化環境の変化の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(19)廃棄物等	①廃棄物等の種類及び発生量等 ②廃棄物等の種類ごとの処理体系に及ぼす影響 ③再生資源の量等		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	
(20)地球温暖化	①CO <sub>2</sub> 等温室効果ガスの発生量 ②省エネルギー対策・緑化対策等による温室効果ガスの発生抑制効果の程度		a 事業計画に基づく推定 b 類似例による推定 c その他適切な方法による推定	主要群落の現存量の変化に伴うCO <sub>2</sub> の吸収量の変化についても考慮する。
(21)オゾン層破壊	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表に掲げる特定物質の排出の抑制又は使用の合理化の程度		・ 事業計画に基づく推定	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表に掲げる特定物質を使用する場合に実施する。

**ア. 事業計画の決定**

事業計画の策定に当たっては、事前配慮の結果に基づいて必要な環境への配慮を行ったものとします。

実施計画書では、事前配慮書の段階に比べ事業の計画熟度が高まっていることから、環境影響が及ぶおそれのある環境要素や、それらの環境要素への環境影響の程度及び環境配慮の内容を複数案（対象事業を実施する区域、施設の構造や工法等計画等）の比較において明らかにするとともに、配慮書意見及び市長意見書に関する見解も含め検討した経緯を示し、事業計画を1案にまとめ実施計画書に記載します。

実施計画書に記載する事業計画案を事前配慮で示した複数案の中から選定した場合は、事前配慮において検討した複数案を記載し、本計画として選定した理由も記載します。なお、事前配慮書から位置、規模等大幅な事業計画の変更があった場合には、その理由を実施計画書に記載する必要があります。

**イ. 地域の概況の把握**

地域の概況の把握は、事前配慮書において把握した事業実施区域及びその周辺の状況から、実施計画書の段階までに絞られた事業計画案に沿ってさらに精査把握をします。なお、実施計画書は事前配慮段階より事業計画の熟度は高まっていますが、時間も経過していることから最新の既存資料に更新します。

**ウ. 環境に及ぼす行為等の抽出**

対象事業の種類、規模を明らかにし、事業の実施に伴う環境に影響を及ぼす行為を行為等の区分ごとに**技術指針表 2 行為等の区分**を参考に抽出し、明らかにします。

技術指針表 2 行為等の区分

区分	行為
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成（樹木の伐採、埋立て・浚渫、切土工、盛土工、廃土の処分等）</li> <li>・施設等の建設（基礎工、舗装工、鉄骨工、コンクリート工、建造物の解体、建設資材の運搬等）</li> <li>・その他</li> </ul>
存在	道路、鉄道・軌道、防波堤、工場・事業場、発電所、工業団地、流通業務団地、宅地、埋立地、レクリエーション施設、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設、土石の採取場、飛行場、建築物、その他
供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の利用（道路、鉄道・軌道等の利用）</li> <li>・事業活動（工場・事業場等における気体、液体（汚水、温・冷水等）、エネルギー（音、振動、熱等）及び固体（廃棄物等）等の排出並びに揚水・取水等）</li> <li>・人の活動（居住、就労等）</li> <li>・その他</li> </ul>

### 工事による環境に及ぼす行為とは

(例) 掘削工事、建設機械の稼働、工事用車両の走行等

なお、対象事業の実施に当たって、その一部として事業実施区域にある建築物等の撤去又は廃棄が行われる場合には、その行為による環境影響についても環境影響要因として整理し、環境影響評価を行う必要があります。

### 存在による環境に及ぼす行為とは

(例) 道路のトンネル、鉄道の高架構造物、大規模建築物の存在等

### 供用時による環境に及ぼす行為とは

(例) 施設等の利用や事業活動、それに伴う排出ガス、排水、発生交通等

なお、対象事業の実施前又は実施後に、対象事業の建築物等の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、その行為による環境影響についても、環境影響要因として整理し、環境影響評価を行う必要があります。

## エ. 影響を受ける環境要素の抽出

環境要素の抽出は、事業特性及び地域を考慮して**技術指針表 1 環境要素の範囲**から行い、環境要因と環境要素の関連を**技術指針表 3 行為等・環境要素関連表**を用いて整理し、対象事業等の実施により影響を受けると考えられる環境要素を全て抽出します。

実施計画書では、事前配慮書の作成段階で検討した事前配慮事項における「重点化・簡略化のための重大な環境影響の選定の考え方」よりも実施事業の計画熟度が高まっていると考えられることから、影響の可能性のある項目のすべてを選定するのではなく、明らかに軽微な影響に留まると想定できるもの等については、評価項目から除外することにより、効果的な環境影響評価を行えるように抽出します。

ここで抽出した環境影響評価項目については、選定理由及び重点化等の理由、選定しなかった理由を明らかにします。環境影響評価項目の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、助言の内容及び専門家等の専門分野を併せて明らかにします。

**技術指針表 1 環境要素の範囲**

(1)大気質, (2)騒音・低周波音, (3)振動, (4)悪臭, (5)水質, (6)底質, (7)地下水質, (8)土壌, (9)地形・地質, (10)地盤, (11)日照, (12)風害, (13)植物, (14)動物, (15)生態系, (16)人と自然との触れ合い活動の場, (17)景観, (18)文化環境*, (19)廃棄物等**, (20)地球温暖化, (21)オゾン層破壊, (22)その他***
---

(\*) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号)第2条第6号に規定する文化環境(郷土の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして、郷土における歴史及び文化を具現し、及び形成している土地の状況並びに文化的遺産、文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、及び発展させていくための基礎となる環境)をいう。

(\*\*) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物及び建設発生土等建設工事に伴う副産物をいう。

(\*\*\*) (1)～(21)以外の環境要素に影響を生じる場合において、事業者が環境影響評価等の対象として選定する項目とする。

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (2) 実施計画書に係る手続等

【行為等と環境要素との関連表（具体例：面開発）】

環境要素の区分	行為等の区分	工事			存在・供用		
	細区分	樹木の伐採	土工事・建設工事等	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関係車両等の走行
(1) 大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )						
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		○	○		○	○
	浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○		○	○
	粉じん		○				
(2) 騒音・低周波音	建設作業騒音		○				
	施設騒音					○	
	道路交通騒音			○			○
(3) 振動	建設作業振動		○				
	施設振動					○	
	道路交通振動			○			○
(4) 悪臭					○		
(5) 水質			○			○	
(6) 底質							
(7) 地下水質						○	
(8) 土壌						○	
(9) 地形・地質			○				
(10) 地盤							
(11) 日照							
(12) 風害							
(13) 植物	植生・植物相	○	○		○		
(14) 動物	動物相	○	○		○		
(15) 生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種，種多様性	○	○		○		
(16) 人と自然との触れ合い活動の場							
(17) 景観	景観構成要素，可視特性				○		
(18) 文化環境	埋蔵文化財		○				
(19) 廃棄物等	建設廃材，焼却灰等	○	○			○	
(20) 地球温暖化	温室効果ガス（二酸化炭素）					○	
(21) オゾン層破壊							

【行為等と環境要素との関連表（具体例：廃棄物処理施設）】

環境要素の区分	行為等の区分	工事		存在・供用		
	細区分	造成・建設工事等	工用車両の走行	施設の存在	廃棄物処理施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行
(1) 大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			○		
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		○		○	○
	浮遊粒子状物質 (SPM)		○		○	○
	塩化水素 (HCl)				○	
	ダイオキシン類 (DXN)				○	
(2) 騒音・低周波音	建設作業騒音	○				
	工場騒音				○	
	道路交通騒音		○			○
(3) 振動	建設作業振動	○				
	工場振動				○	
	道路交通振動		○			○
(4) 悪臭	特定悪臭物質・臭気濃度					
(5) 水質		○			○	
(6) 底質						
(7) 地下水質						
(8) 土壌		○		○		
(9) 地形・地質						
(10) 地盤						
(11) 日照						
(12) 風害						
(13) 植物	植生・植物相	○		○		
(14) 動物	動物相	○		○		
(15) 生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種, 種多様性	○		○		
(16) 人と自然との触れ合い活動の場						
(17) 景観	景観構成要素, 可視特性			○		
(18) 文化環境						
(19) 廃棄物等	建設廃材, 焼却灰等	○			○	
(20) 地球温暖化	温室効果ガス (二酸化炭素)	○			○	
(21) オゾン層破壊						

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (2) 実施計画書に係る手続等

【行為等と環境要素との関連表（具体例：道路）】

環境要素の区分	行為等の区分 細区分	工事		存在・供用	
		造成・建設工事等	工事中車両等の走行	道路の存在	車両等の走行
(1) 大気質	粉じん等	○	○		
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○	○		○
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○		○
(2) 騒音・低周波音	建設作業騒音	○			
	道路交通騒音		○		○
(3) 振動	建設作業振動	○			
	道路交通振動		○		○
(4) 悪臭	特定悪臭物質・臭気濃度				
(5) 水質					
(6) 底質					
(7) 地下水質					
(8) 土壌					
(9) 地形・地質					
(10) 地盤					
(11) 日照				○	
(12) 風害					
(13) 植物	植生・植物相				
(14) 動物	動物相				
(15) 生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種, 種多様性				
(16) 人と自然との触れ合い活動の場					
(17) 景観	景観構成要素, 可視特性			○	
(18) 文化環境	埋蔵文化財	○			
(19) 廃棄物等	建設廃材, 焼却灰等	○			
(20) 地球温暖化	温室効果ガス (二酸化炭素)				
(21) オゾン層破壊					
(22) その他	電波障害			○	

## オ. 現況調査項目の選定

現況調査項目の選定は、影響を受ける環境要素として抽出した中から行います。この際、環境への影響が軽微であることが明らかなものについては選定する必要はありませんが、選定しなかった理由は記載する必要があります。

## カ. 現況調査計画書の作成

現況調査計画書は前項までに選定した調査項目について、具体的に現況調査の内容、対象地域、調査期間・頻度、調査方法等、調査の手法をとりまとめて記載します。

事前配慮段階で実施した調査結果を用いる場合には、周辺地域の環境の変化を考慮し、最新のデータに更新します。

### (7) 現況調査の対象地域

現況調査の対象地域は、環境が直接改変を受ける範囲<sup>\*1</sup>及びその周辺区域等<sup>\*2</sup>又は環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域<sup>\*3</sup>を設定します。

※1 造成・伐採等により直接改変が行われ、動植物の生息・生育の場が消滅するなど直接的に影響を受ける範囲

※2 事業による直接改変は行われないものの、改変を受ける区域に隣接した区域であって、工事の実施や施設の供用により影響を受ける区域

※3 環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等から離れた地域で、工事車両が通行する道路や施設の存在・供用に伴って発生する汚染・汚濁物質等による影響を受ける地域

### (4) 現況調査の期間・頻度

現況調査の期間・頻度は、選定した環境要素の区分の内容に合わせ、行為等の区分と事業計画の進捗状況にあわせて予測・評価を行うに必要なデータを取得できる期間や時期・頻度を設定します。

なお、現況調査の項目には、気象その他の要因により季節的・時間的に変動する項目(大気質、水質、動物、植物など)があり、年間にわたる状況を適切に把握する必要があります。例えば、事業の特性において煙突からガスの排出があることが把握されている場合には、排出ガスの予測に必要な気象条件を1年間調査し、把握することが必要となります。また、動物・植物などは、季節ごとに調査時期を設定することで、種の成長を確認することにより特定を容易にすることができます。

**(ウ) 現況調査の方法**

現況調査の方法は、選定した現況調査項目ごとに資料調査と現地調査を行います。資料調査は、事前配慮書で把握した国、兵庫県、神戸市などの公共機関が発行する各種文献による地域の環境特性を再度検討し、最新のデータに改めたものを用います。地域の環境の状況に変化がないと判断できる場合には、事前配慮の段階で実施した調査結果が活用できます。

資料による調査で地域の環境の状況の把握が十分に行えない場合は、現地調査を実施し地域の環境の現況を把握します。現地調査を行う場合には、既存の調査結果と客観的に相関関係がみられるような地点を選んで調査を行うものとします。

現地調査の具体的な調査の方法については、環境基準等の法令や指針・各種団体のマニュアル等において示されている調査方法を参考に選定します。なお、環境影響への評価基準等が変更されている場合には、新たな評価基準等に合わせた調査手法を選定する必要があります。

また、調査範囲に希少な動植物の生息・生育環境が存在する場合は、それらを損傷しないよう十分に配慮して行う必要があります。

**キ. 予測項目及び方法の選定**

**(ア) 予測の項目の選定**

予測の項目の選定は、影響を受ける現況調査項目の中から行います。この際、環境への影響が軽微であることが明らかなものについては選定する必要はありませんが、選定しなかった理由は記載する必要があります。

**(イ) 予測の対象地域**

現況調査の対象地域と同様に、事業実施区域及びその周辺地域のうち、対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等を予測の対象地域として設定します。

現況調査の対象地域は、予測及び評価を行うための情報を得るために、影響が想定される範囲より過大に設定されている場合があります。また、現況調査の結果から事業の実施に伴う影響が無いと判断される場合もあります。このことから、予測の対象地域は、選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点・地域を設定します。

**【一般的な予測地域の考え方】**

環境要素	予測地域
大気質、水質等の環境汚染・汚濁に係る項目	事業予定地及び周辺で汚染・汚濁物質濃度等の変化が想定される地域
地形・地質、動植物等の自然環境に係る項目	主として事業予定地内。ただし、水等を介して周辺地域においても影響を及ぼす場合には、周辺地域（広域）における関係や位置づけを踏まえた予測が必要となります。
日照、景観等施設の存在に係る項目	事業予定地の周辺で日照や景観等の変化が想定される地域
廃棄物、温室効果ガス等の項目	影響が想定される範囲は設定できません。工事や施設の供用に伴う負荷を検討する場合、範囲としては事業実施区域内となります。

## (ウ) 予測の対象時期

予測の対象時期は、工事の実施による環境影響が最大になる時期、施設等の建築物の完成時及び供用開始後定常状態又は環境影響が最大になる時期に設定します。

### a 工事中

工事の実施による環境影響が最大になる時期とは、事業実施区域内に建設機械が集中する時期の他、影響を受けやすいと考えられる施設や民家・鳥類等の生息地に工事区域が近接してくる時期などが考えられます。また、工事の範囲が広く期間が長期間を要するものについても、予測の対象となる地域が、工事区域の移動とともに異なることが想定されます。このことから、工事の影響が予測対象地域において最大になる時期を考慮し、工事の施行中の予測対象時期を設定する必要があります。

### b 存在・供用

施設等の存在については、工作物の設置が完了する時期とします。

施設等の供用となる時期は、施設や土地における活動が定常状態に達する時期を基本とします。例えば工場において稼動状態が一定に達する時期や道路において計画交通量に達する時期が該当します。

なお、道路等の事業において、工事完了までに長期間を要し、事業の一部区間が供用されるとともに工事も同時に実施されている場合が想定されます。その場合には、工事中・供用後それぞれの最大時期のほか、中間的な時期についても設定します。

## (I) 予測方法

予測方法は、**技術指針別表 6 予測の項目及び方法** (p40～43) に基づいて、環境の状況の変化又は環境への負荷量を予測します。

予測は、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法を選定します。

定量的に把握する手法が選択できない場合には、定性的な予測を行い、参考にした類似事例等を基に環境の変化の程度を明らかにします。

### a 事業計画に基づく推計

事業計画の土地利用計画、施設計画等の諸元から工事中、存在、供用時における環境の状況の変化又は環境への負荷量を推計します。

### b 風洞、水理模型を用いた実験による推計

人工的に風や水流を作成し、風洞・水槽内に調査対象の地形や工作物のモデルを置き、汚染物質の拡散を再現して、種々の条件下における汚染源と環境濃度との関連を推計します。

### c シミュレーションによる推計

コンピュータで解析モデルや数値モデルを用いてシミュレーションを行い、解析結果より環境影響の程度を推計します。

#### d 類似事例による推計

事業内容及び立地条件が類似した既存の事例の状況を引用（類似例の測定等を含む）することにより推計します。

#### ク. 評価の方法の検討

評価を行う項目は、調査及び予測を行う項目を踏まえ選定します。

評価にあたっては、対象事業の実施により環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減されているものであるかどうかについて検討します。

また、評価項目に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合が図られているかどうかについても検討します。

具体的には、次の方法により検討します。

##### 回避・低減を図る環境影響の内容又は観点

環境影響が、実行可能な範囲で回避・低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討します。この場合において、工作物等の構造又は配置、環境保全のための設備・工事の方法等を含む幅広い環境保全のための措置を対象として、複数案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかを検討することなどの方法によることが第一義となります。

##### 整合を図るべき環境の保全に係る目標又は基準等

選定した環境影響評価項目について、国又は自治体において定められている環境の保全に係る目標又は基準等との整合が図られているかどうかを検討します。

## 実施計画書作成に資する参考資料

### ●参考図書

- ・ 大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術 (I) <スコーピングの進め方>  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01\\_taiki/1.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01_taiki/1.html)
- ・ 生物多様性分野の環境影響評価技術 (I) スコーピングの進め方について  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03\\_seibutsu/1.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03_seibutsu/1.html)
- ・ 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術 (I) スコーピングの進め方について  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02\\_size/1.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_size/1.html)
- ・ 道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版) (再掲)  
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0714pdf/ks0714.pdf>
- ・ 発電所に係る環境影響評価の手引  
[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/tebiki.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/tebiki.html)
- ・ 火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン (再掲)  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/5-7expedite/expedite\\_h24\\_9/mat9\\_2.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/5-7expedite/expedite_h24_9/mat9_2.pdf)
- ・ 風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例 (再掲)  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/h24\\_04-01.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/h24_04-01.pdf)
- ・ 風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/4-7windpower/jigyo.pdf>
- ・ 「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」報告書の公表及び環境影響評価法に基づく基本的事項 (環境省告示) の改正について (お知らせ)  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15071>
- ・ 方法書段階における説明会開催に関する留意事項  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota\\_02-1.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02-1.pdf)
- ・ 面整備事業環境影響評価技術マニュアル (平成 11 年 11 月建設省都市局編)
- ・ 廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル (平成 11 年 11 月 廃棄物研究財団)
- ・ 港湾分野の環境影響評価ガイドブック 2013 (平成 25 年 11 月 港湾分野の環境影響評価 WG)  
等

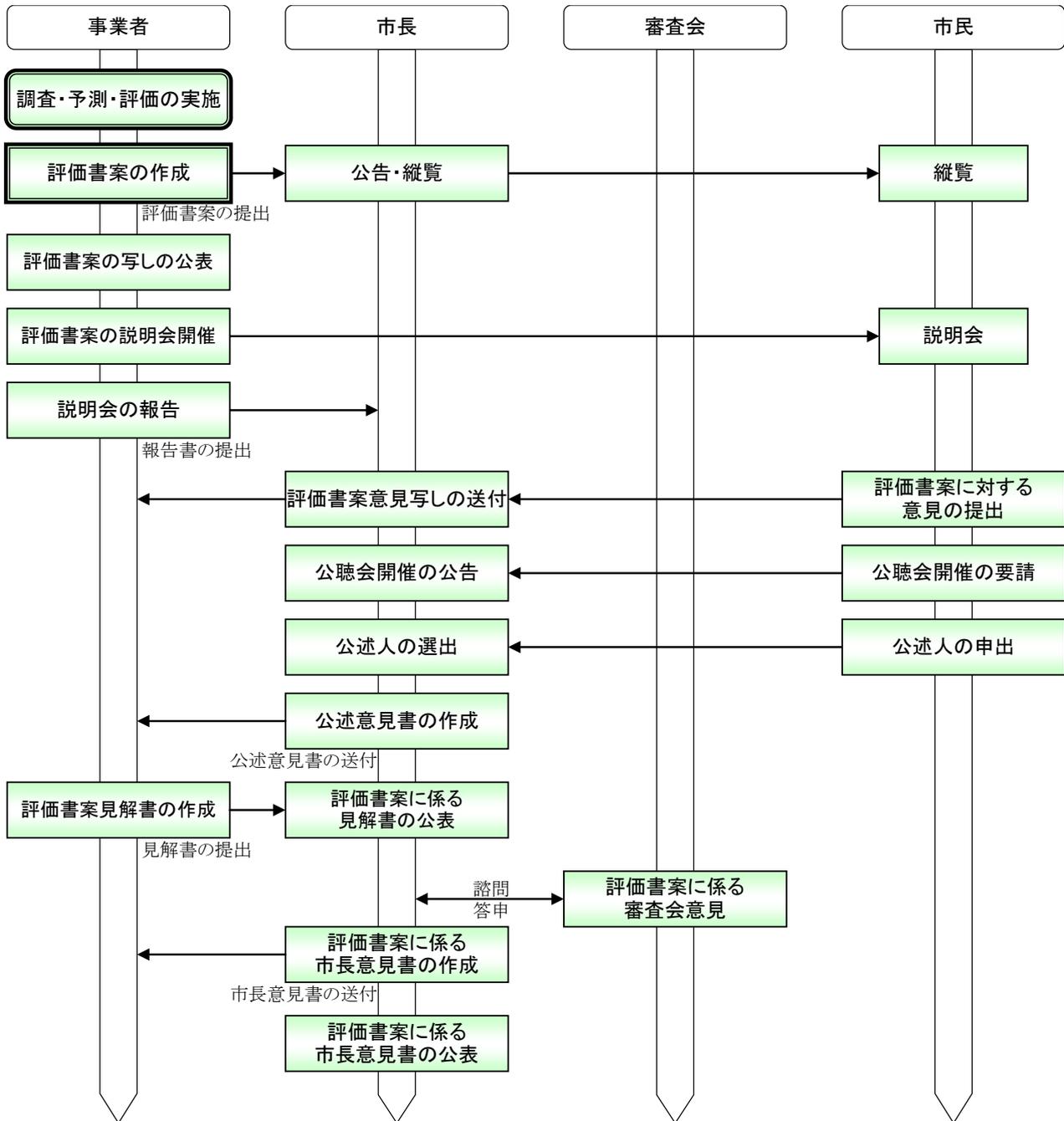
### (3) 環境影響評価書案の作成等

**【環境影響評価書案の目的】**

評価書案は、実施計画書手続において確定した調査・予測及び評価の方法に従って行った環境影響評価の結果を示し、環境保全措置に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書です。

評価書案手続では、事業者による環境影響の回避・低減の措置の内容を見解としてまとめ、取り入れた環境保全対策について、客観的にその効果、技術の妥当性を検討することによって、環境影響が回避・低減されているかどうかを判断し、市民や市長に意見を求めます。

評価書案手続の流れ



評価書案作成のポイント

評価書案	作成時のポイント	関連事項
1. 事業計画の概要 (1)事業者の氏名及び住所 (2)対象事業の名称 (3)対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容	(3)対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容には、事前配慮手続を経て決定した事業計画を記載	
2. 事前配慮書の概要		
3. 事前配慮書に対する意見、見解等 (1)事前配慮書についての市民等の意見の概要 (2)事前配慮書についての市長の意見 (3)市民等の意見及び市長の意見に対する事業者の見解		
4. 事前配慮の内容 (1)事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画決定の経緯		
5. 事業実施区域及びその周囲の概況 (1)調査対象地域の設定 (2)自然的概況 (3)社会的概況 (4)環境の概況		
6. 実施計画書に対する意見、見解等 (1)実施計画書についての市民等の意見の概要 (2)実施計画書についての市長の意見 (3)実施計画書手続における事業者の見解	(1)項目ごとに区分して整理することを基本とし、多数の意見書が提出された場合などには、同趣旨のものは取りまとめて概要を作成 (2)市長の意見を転記 (3)は(1)(2)の意見ごとに事業者の見解を表等を用いて記載 対応が不要である場合は、その理由等を記載 同趣旨の複数の意見については、取りまとめて見解を記載	
7. 実施計画書についての市長意見書等を受け、総合的に検討し、実施計画書から変更した内容	意見等を受け変更がある場合は、変更した内容について、実施計画書の内容とともに簡潔に表等でわかりやすく記載	
8. 行為等の区分の抽出及び環境要素の区分の選定 (1)行為等の区分の抽出 (2)環境要素の区分の選定		
9. 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法	実施計画書についての市長意見等を受け変更がある場合は、変更した調査・予測及び評価の手法について記載	5 (3) ア 5 (3) エ
10. 環境影響評価の結果 (1)調査 (2)予測 (3)環境保全措置の内容 (4)環境保全措置の検討の経過等 (5)評価の結果 (6)環境影響の総合評価	(1)調査 次の順序で整理し、分かりやすく記載 資料調査→現地調査（調査手法含む）→その他必要な事項 (2)予測 次の順序で整理し、分かりやすく記載 予測手法→予測条件→予測結果 ・予測手法は、方法書で記載した手法の解説（表やフロー図を用いて補足）を記載 ・予測条件は、予測時期、予測位置と対象事業の関係（断面図等）、予測に用いるパラメーター等（遮音壁など予測条件となる保全措置を含む）は出典を含めて記載 ・予測結果は、予測位置における数値等の結果を図表等（コンター図等）を用い周辺環境への影響範囲や度合いを明示 ※詳細なデータ等は付属資料として、巻末にまとめて記載 (3)環境保全措置の内容 環境影響の予測評価によって、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度がきわめて小さいと判断される場合を除き、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を回避・低減する方法について整理し記載 (4)環境保全措置の検討の経過等 予測の結果により、当初計画より環境保全措置が必要となった場合には、その検討の過程及び理由を記載 (5)評価の結果 環境保全措置により実行可能なより良い技術が導入されているかどうか（『ベスト追求型』の環境影響評価となっているかどうか）を評価。評価の結果、上記2項が達成できない場合には、技術指針図3のとおり事業計画の見直しや、さらなる環境保全措置を検討 (6)は環境要素の区分ごとに予測・評価の総括を記載	5 (3) イ 5 (3) ウ 5 (3) オ 5 (3) カ 5 (3) キ
11. 事後調査の実施に関する事項（港湾計画環境影響評価を除く。）	事後調査の実施にあたっての事業者の方針を記載 環境影響評価を行ったもののうち、事後調査を実施する項目を選定し（選定・除外理由含む）、工事、存在、供用の各段階における環境への影響を把握 環境調査と環境への影響を明らかにするうえで必要な施設等の稼働状況を把握する施設調査の方法について、地域・時期・頻度及び方法を記載	5 (3) ク
12. その他環境影響評価の実施に係る事項		
13. 受託者に関する情報		

上表のうち 太字：各段階で作成される事項 細字：前段階の情報を必要に応じて再検討する事項

5. 環境影響評価図書作成の手順  
(3) 環境影響評価案の作成等

- 提出する図書
  - ・ 評価書案及び概要書
- 図書の提出時の届出
  - ・ 標題「環境影響評価書案の提出について」  
書式『記載例1』を参考
  - ・ 標題「電子縦覧に係る報告書」  
書式『様式』 条例施行規則第16条に基づく施行細目を参考
- 評価書案手続で必要な図書以外の提出物
  - ・ 説明会報告書
  - ・ 評価書案意見の見解書

#### ア. 現況調査項目の決定

現況調査項目の決定は、実施計画書において作成した現況調査計画案に、事業者を示された市長意見を踏まえ、検討したものを再度表などにまとめ記載します。

重点化・簡略化により実施計画書に記載した項目を追加又は除外した場合は、その理由について記載する必要があります。

#### イ. 現況調査計画の決定

現況調査計画は、実施計画書において示した現況調査項目に対し、事業者を示された市長意見を踏まえ、計画熟度の高まりを含め再検討し、現況調査計画を決定します。

#### ウ. 現況調査の実施

現況調査は、現況調査計画に基づき実施します。

#### エ. 予測項目及び方法の決定

環境影響評価書案では、実施計画書の段階より事業の計画熟度がより高くなっていることから、事業者を示された市長意見を踏まえ、実施計画書において選定した予測項目及び方法に検討を加えたものとしします。

なお、実施計画書に記載した予測項目及び方法を追加又は除外した場合には、その理由を評価書案に記載する必要があります。

#### オ. 予測の実施

予測の実施は、予測項目及び方法で決定した内容について、**技術指針別表6 予測の項目及び方法**（P40～43）に定める予測の手法に従い予測を実施します。

なお、予測の手法に係る最新の知見が得られた場合には、それらを勘案して予測を実施します。

#### カ. 環境保全措置の検討

環境保全措置は、調査・予測及び評価を行う過程において、事業者が実行可能な範囲で対象事業の実施による影響を回避・低減することを目的として検討していく環境保全対策です。環境保全措置は事業計画に反映される内容であるため、環境影響評価の中で非常に重要であり、事業計画の進捗に応じてできる限り具体的に検討し、整理する必要があります。

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避することを優先し、次に低減することを検討します。事業の実施により回避・低減が不可能な場合においては、損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することなどにより、損なわれる環境要素が持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置の検討をします。

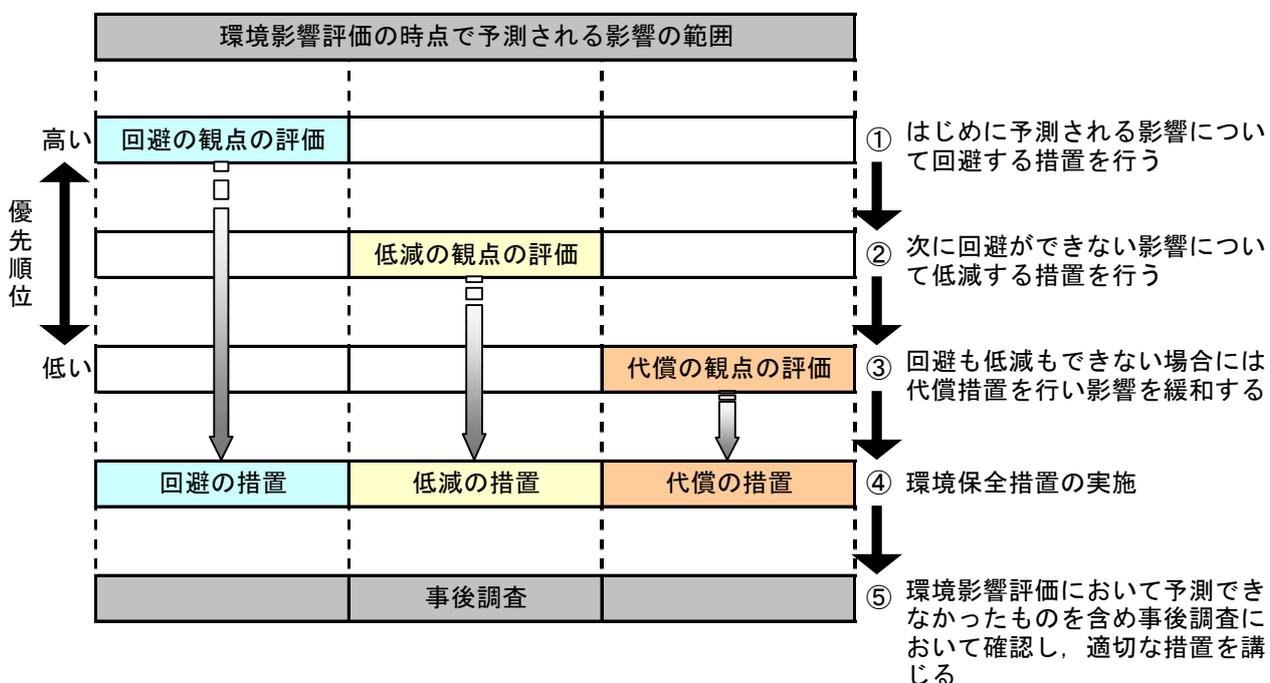
なお、環境保全措置を行う際、事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存植生及び潜在自然植生に配慮し、植生工や植栽工などの緑化においては、表土中にある地域固有の植物の埋土種子を活用した緑化や、「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2010－」に記載されている「ブラックリスト種」を採用しないようにするなどの注意が必要です。

**【検討にあたっての留意点】**

環境保全措置の効果については不確実性が伴うため、効果を可能な限り定量的に示し、措置の効果が定量的に示せない場合には定性的に示す必要があります。

代償措置として希少種等を移植する場合は、事業者が事前に移植場所の条件を確認し、それらの差異を踏まえ、移植の難易度を十分に確認したうえで行います。なお、既存文献・資料等によって移植が容易であると判断できない場合においては、事前に学識経験者等の専門家に相談し、移植の可否についての検討を行う必要があります。

なお、環境保全措置の実施に際しては、当該項目に対しては十分な効果が認められても、他の影響要素への新たな環境影響を生じる可能性があるため、総合的な検討が求められます。



【環境保全措置の例】

環境要素	環境保全措置の概要
(1)大気質 (2)騒音・低周波音 (3)振動 (4)悪臭	環境に配慮した工事工程の設定（例：建設機械の稼働台数の平準化） 作業員への環境教育 工事用車両の運行に伴う影響低減措置（例：通勤時間帯の運行台数の低減） 関係車両の運行に伴う影響低減措置（例：乗合い通勤の徹底） 環境負荷低減に向けた運転管理（例：定期点検時の関係車両台数の平準化） 粉じん発生抑制（例：工事区域への散水） 環境負荷低減に向けた設備の採用等
(5)水質 (6)底質 (7)地下水質	施設排水の適切な処理等（例：取放水温度差の低減） 工事排水の適切な処理等（例：建設工事排水の仮設排水処理施設処理） 環境に配慮した工法の採用（例：濁水に配慮した施工）等
(8)土壌 (9)地形・地質 (10)地盤	環境負荷低減に向けた運転管理（例：廃棄物の受入れ基準の設定） 土壌汚染等への適切な措置（例：汚染土壌除去措置） 環境負荷低減に向けた設備の採用（例：土捨場の法面保護の実施） 環境に配慮した工法の採用等
(11)日照 (12)風害	環境に配慮した工法の採用（例：通過位置・配置等の工夫）等
(13)植物 (14)動物 (15)生態系	環境に配慮した工法の採用 （例：ボックスカルバート等を用いた生物の移動路の採用） 環境負荷低減に向けた設備の採用（例：走光性に配慮した照明の採用） 施設排水の適切な処理等（例：工事中の汚濁防止装置の使用） 移植、生育生息環境の創出等（例：重要な植物種の移植） 工事エリアの最小化 工事排水の適切な処理等（例：汚濁防止膜の展張） 生息環境の保全（例：低騒音・低振動型機器の使用）等
(16)人と自然との触れ合い活動の場 (17)景観 (18)文化環境	環境に配慮した工事工程の設定（例：工事用車両の運行台数の平準化） 景観への配慮（例：敷地内のうち民家から離れた場所への施設配置） 環境負荷低減に向けた運転管理 （例：通勤時間帯における資材等の搬出入の回避） 環境に配慮した工法の採用（例：橋梁構造の形式・色彩の検討） 緑化等
(19)廃棄物等	建設副産物の有効利用 建設副産物の適正処理処分 廃棄物の有効利用等
(20)地球温暖化, (21)オゾン層破壊	環境負荷低減に向けた運転管理 （例：高負荷運転による高い総合熱効率の維持） 環境負荷低減に向けた設備の採用 （例：コンバインドサイクル発電方式の採用）等

### 環境保全措置の検討に資する参考資料

#### ●参考図書

- ・環境影響評価情報支援ネットワーク 環境保全措置に関する参考事例  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/4-2preservation/jirei.html>
- ・工事の実施による大気環境に係わる環境影響評価に関する研究  
<http://www.mlit.go.jp/chosahokoku/h15giken/pdf/0407.pdf>
- ・河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会資料 環境保全対策の実施状況について  
[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/integrity-review/02/pdf/s03.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/integrity-review/02/pdf/s03.pdf)
- ・水力発電環境保全対策ガイドブック  
<http://www.enecho.meti.go.jp/hydraulic/data/dl/G.pdf>
- ・道路環境影響評価の技術手法 「13. 動物, 植物, 生態系」の環境保全措置に関する事例集  
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0721pdf/ks0721.pdf>
- ・廃棄物等（伐採木）の環境保全措置の検討について  
[http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/pdf/iinkai\\_pdf/kaigi009\\_s05.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/pdf/iinkai_pdf/kaigi009_s05.pdf)

#### ●参考事例

- ・環境保全措置に関する参考事例  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/4-2preservation/jirei.html>

## キ. 評価の実施

評価は、実行可能な範囲内で事業の実施による環境への影響をできる限り回避・低減しているかどうかを評価するほか、**技術指針別表3 環境影響を評価する際整合性を検討すべき事項**も参考に評価を行います。

評価書案では、実施計画書で示した評価の手法に対して、事業者に示された市長意見を踏まえ、現地調査の結果、予測の結果及び環境保全措置の検討の結果から、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を勘案し評価を行います。

技術指針別表3 環境影響を評価する際整合性を検討すべき事項

環境要素	検討すべき事項
共通	神戸市環境基本計画及びその下位計画に定められた基本目標・定性目標・定量目標等
(1) 大気質	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 大気汚染防止法、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、以下「兵庫県環境条例」という。）等の法令による規制基準値
(2) 騒音・低周波音	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 騒音規制法、兵庫県環境条例等の法令による規制基準値 3. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年12月20日環大―第174号）
(3) 振動	1. 振動規制法、兵庫県環境条例等の法令による規制基準値 2. 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年3月12日環大特第32号 運輸大臣宛環境庁長官勧告）
(4) 悪臭	1. 悪臭防止法・兵庫県環境条例等の法令による規制基準値
(5) 水質	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）・兵庫県環境条例等の法令による規制基準値
(6) 底質	1. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令第1条の判定基準
(7) 地下水質	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）・兵庫県環境条例等の法令による規制基準値
(8) 土壌	1. 環境基本法に定められた環境基準 2. 土壌汚染対策法施行規則別表第1～4に示す汚染状態に関する基準
(13) 植物 (14) 動物 (15) 生態系	1. 神戸の希少な野生動植物（神戸版レッドデータ）の選定種、植物群落、鳥類サンクチュアリ及びブラックリスト選定種
(19) 廃棄物等	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）等の法令に定める事業者の責務
(20) 地球温暖化	1. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に定める基本方針 2. エネルギー使用の合理化に関する法律に定める基準
(21) オゾン層破壊	1. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第20条に基づく特定物質の排出抑制・使用合理化指針

## ク. 事後調査計画概要の検討

事後調査計画概要の検討内容は、評価書案で行った予測及び評価の結果より対象事業の工事中及び施設の供用時について、事業者として実施しようとする調査項目ごとに、調査方法、時期、場所等に関して可能な限り具体的に記載します。

なお、対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかな場合等、事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、変更届の対象となります。

## 評価書案作成に資する参考資料

### ●参考図書

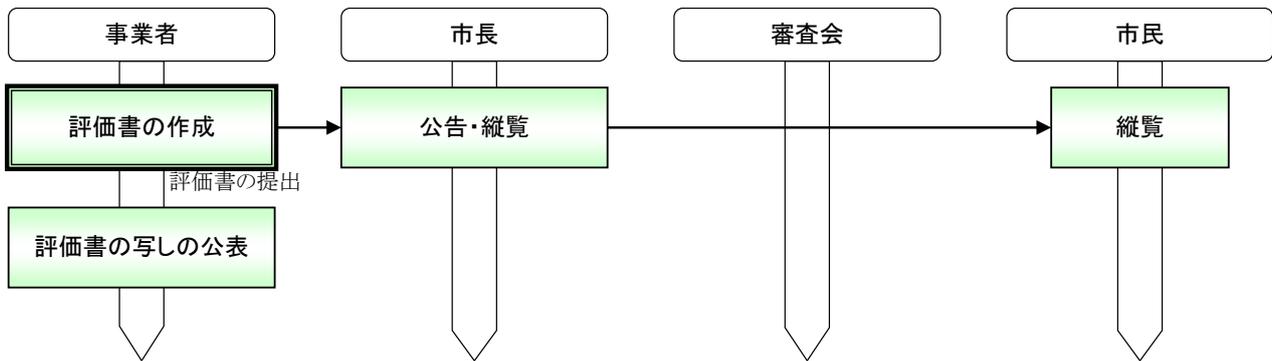
- ・大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術（II）＜環境影響評価の進め方＞  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01\\_taiki/2.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01_taiki/2.html)
- ・生物多様性分野の環境影響評価技術（II）生態系アセスメントの進め方について  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03\\_seibutsu/2.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03_seibutsu/2.html)
- ・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II）調査・予測の進め方について  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02\\_sizen/2.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_sizen/2.html)
- ・大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術（III）＜環境保全措置・評価・事後調査の進め方＞  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01\\_taiki/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01_taiki/3.html)
- ・生物の多様性分野の環境影響評価技術（III）生態系アセスメントの進め方について  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03\\_seibutsu/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03_seibutsu/3.html)
- ・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（III）環境保全措置・評価・事後調査の進め方について  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02\\_sizen/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_sizen/3.html)
- ・道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（再掲）  
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0714pdf/ks0714.pdf>
- ・発電所に係る環境影響評価の手引  
[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/tebiki.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/tebiki.html)
- ・火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン（再掲）  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/5-7expedite/expedite\\_h24\\_9/mat9\\_2.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/5-7expedite/expedite_h24_9/mat9_2.pdf)
- ・風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例（再掲）  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/h24\\_04-01.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/h24_04-01.pdf)
- ・風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて（再掲）  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/4-7windpower/jigyo.pdf>
- ・「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」報告書の公表及び環境影響評価法に基づく基本的事項（環境省告示）の改正について（お知らせ）（再掲）  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15071>
- ・面整備事業環境影響評価技術マニュアル（平成11年11月建設省都市局編）（再掲）
- ・廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル（平成11年11月 廃棄物研究財団）（再掲）
- ・港湾分野の環境影響評価ガイドブック2013（平成25年11月 港湾分野の環境影響評価WG）（再掲）  
等

#### (4) 環境影響評価書の作成等

##### 【環境影響評価書の目的】

評価書は、評価書案において示した環境影響評価の結果に対する市民や市長からの意見を勘案し、事業者の考えや対策を追加し評価書案を修正した図書です。

##### 評価書手続の流れ



##### 評価書案の補正

環境影響評価書は、評価書案より出された市長の意見及び市民の意見を反映した環境影響評価の最終的な評価をとりまとめた図書です。

評価書を作成する段階で、評価書案に記載した事項を変更する場合は、変更した内容とその理由を明確に記載するものとします。

5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (4) 環境影響評価の作成等

評価書作成のポイント

評価書	作成時のポイント	関連事項
1. 事業計画の概要 (1)事業者の氏名及び住所 (2)対象事業の名称 (3)対象事業の規模及び目的その他対象事業の計画案		
2. 事前配慮書の概要		
3. 事前配慮書に対する意見、見解等 (1)事前配慮書についての市民等の意見の概要 (2)事前配慮書についての市長の意見 (3)市民等の意見及び市長の意見に対する事業者の見解		
4. 事前配慮の内容 (1)事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画決定の経緯		
5. 事業実施区域及びその周囲の概況 (1)調査対象地域の設定 (2)自然的概況 (3)社会的概況 (4)環境の概況		
6. 実施計画書に対する意見、見解等 (1)実施計画書についての市民等の意見の概要 (2)実施計画書についての市長の意見 (3)実施計画書手続における事業者の見解		
7. 実施計画書についての市長意見書等を受け、総合的に検討し、実施計画書から変更した内容		
8. 評価書案に対する意見、見解等 (1)評価書案についての市民等の意見の概要 (2)公聴会における公述の概要 (3)評価書案手続における事業者の見解 (4)評価書案についての市長の意見 (5)評価書案についての市長意見に基づいた事業者の措置	(1)(2)項目ごとに区分して整理することを基本とし、多数の意見書が提出された場合などには、同趣旨のものは取りまとめて概要を記載 (3)は(1)(2)の意見ごとに事業者の見解を表等を用いて示します。対応が不要である場合は、その理由等を記載 同趣旨の複数の意見については、取りまとめて見解を記載 (4)市長の意見を転記 (5)は(4)の意見に基づいて担当課と協議のうえ決定した事業者がとった措置を記載	
9. 評価書案についての市長意見書等を受け総合的に検討し、評価書案から変更した内容	意見等を受け変更がある場合は、変更した内容について、評価書案の内容とともに簡潔に表等でわかりやすく記載	
10. 行為等の区分の抽出及び環境要素の区分の選定 (1)行為等の区分の抽出 (2)環境要素の区分の選定		
11. 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法		
12. 環境影響評価の結果 (1)調査 (2)予測 (3)環境保全措置の内容 (4)環境保全措置の検討の経過等 (5)評価の結果 (5)環境影響の総合評価		
13. 事後調査の実施に関する事項（港湾計画環境影響評価を除く。）		
14. その他環境影響評価の実施に係る事項		
15. 受託者に関する情報		

※上表のうち 太字：各段階で作成される事項 細字：前段階の情報を必要に応じて再検討する事項

●提出する図書

- ・評価書及び概要書

●図書の提出時の届出

- ・標題「環境影響評価書の提出について」  
書式『記載例1』を参考
- ・標題「電子縦覧に係る報告書」  
書式『様式』条例施行規則第16条に基づく施行細目を参考

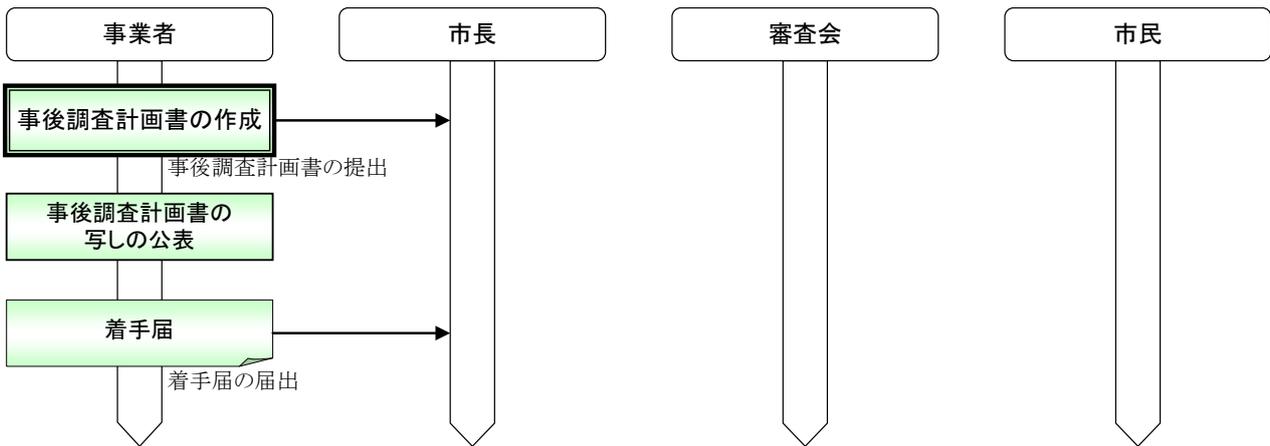
## (5) 事後調査計画書の作成等

### 【事後調査計画書の目的】

事後調査計画書は、事業の実施にあたり、評価書案又は第2類事業にあつては判定願で示した事後調査の実施にあたっての事後調査の内容を具体化した図書です。

事後調査計画書には、評価書等の事後調査記載事項に基づき、調査項目ごとに、調査方法、時期、場所等に関して、詳細かつ具体的な実施計画を記載します。

### 事後調査計画書手続の流れ



5. 環境影響評価図書作成の手順  
 (5) 事後調査計画書の作成等

事後調査計画書作成のポイント

事後調査計画書	作成時のポイント	関連事項
1. 事業計画の概要 (1) 事業者の氏名及び住所 (2) 対象事業の名称 (3) 対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容 (4) 環境保全措置	(4) は評価書までに検討した環境保全措置の内容を記載します。 <b>【記載事項】</b> 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連表	
2. 事後調査の実施に関する事項（港湾計画環境影響評価を除く。） (1) 事後調査計画の内容 (2) 事後調査結果の検討方法 (3) 事後調査実施体制 (4) 事後調査報告書の提出時期	(1) 評価書の「事後調査の実施に関する事項」と基本として記載 <b>【記載事項】</b> 事後調査の項目一覧 場所、方法、時期等 (2) 環境保全措置の履行状況の確認、予測・評価結果と調査結果の比較等を項目等ごとに検討し記載 (3) 調査の体制を簡潔に記載 委託等が決定している場合は受託者を記載 <b>【記載事項】</b> 事後調査の担当部署 責任者名 連絡先 調査の委託先 (4) 事後調査終了後速やかに提出することから、調査終了から提出までの予定を記載 事後調査が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに報告	5 (5) ア 5 (5) イ 5 (5) ウ 5 (5) エ 5 (5) オ 5 (5) カ
3. その他事後調査に関し参考となる事項	苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針等を記載	
4. 受託者に関する情報		

上表のうち 太字：各段階で作成される事項 細字：前段階の情報を必要に応じて再検討する事項

- 提出する図書
  - ・ 事後調査計画書
- 図書の提出時の届出
  - ・ 標題「事後調査計画書の提出について」
  - 書式『記載例 1』を参考
- 事後調査計画書手続で必要な図書以外の提出物
  - ・ 着手届（書式『記載例 10』を参考）

## ア. 事後調査計画の検討

事後調査は、事業の実施によって実際に生じる環境影響の程度を事業者自らが調査するためのもので、原則として事業者が行います。

国や県及び市等、事業者以外が行う環境に係る調査に必要な情報が得られる場合には、その情報を活用することができますが、その場合、得られる情報の内容を明らかにする必要があります。

事後調査計画書の内容は環境調査と施設調査から成り、環境調査は対象事業そのものの影響だけでなく、一般交通車両や対象事業以外の工事、一般の環境濃度や動植物等の生態系の変化など、他の様々な要因による影響も含まれた内容になります。

なお、事後調査の実施段階では、環境影響評価の時点では想定できなかった環境影響に関する状況の変化が発生することも考えられるため、このような事態が生じた場合の対応方針や連絡体制、環境保全措置の実施体制について、事前に明らかにしておく必要があります。

## イ. 事後調査の項目

事後調査における環境調査は、評価書で行った予測・評価の項目とします。なお、予測・評価を行った環境要素のうち、事後調査を行う環境要素として選定しないものについては、その理由を記載します。

施設調査は、環境調査に係る項目において評価書で予測の前提条件として用いた項目及び評価において環境保全措置を行ったものの履行状況の把握を行います。

### (7) 環境調査

環境調査の内容は、評価書に記載した事後調査計画の概要をより具体化したもので、原則として評価書において予測・評価を行った環境要素について、具体的な工事計画等に合わせて作成します。

工事中においては、一般に予測・評価の対象とした建設機械の稼働や工事用車両の走行による大気質・騒音・振動などを基本に調査を実施します。

また、植物・動物・生態系・人と自然との触れ合い活動の場などについても、環境保全措置の内容などを勘案のうえ、必要に応じて調査を実施します。

存在・供用時においては、面開発事業における景観など存在そのものによる影響や工場の稼働、道路・住宅地・ゴルフ場の供用など施設の供用による環境影響について、予測・評価の対象とした環境要素を基本に調査を実施します。

### (4) 施設調査

施設調査については、工事中、存在・供用時の各段階において、環境調査を行う環境要素に関連する施設等の稼働状況、環境保全措置の実施状況、予測の前提条件として設定した内容と関連のある事項等を把握します。

なお、環境影響評価の段階で設定した前提条件が大きく変わるような場合には、その理由及び環境影響の変化の程度などの資料を基に、事前に担当課と協議を行うものとします。

#### ウ. 事後調査の対象地域

事後調査の対象地域は、評価書における対象事業及び関連行為が環境に及ぼす影響を考慮して予測地域と同様とします。

ただし、予測の不確実性や周辺の土地利用状況の変化等により、予測地域以外の地域における環境影響が懸念される場合には、調査地域を拡大することなどにより、適切に影響を把握できるようにする必要があります。

#### エ. 事後調査の期間・頻度

工事中の事後調査は、原則として工事の影響が最大となる時期に実施しますが、実際の工事にあたっては、工事工程の変更や住居地等に近接して実施される場合があることから、工事期間が長期にわたる場合には、建設機械の配置や周辺環境に与える影響を考慮し、各年度の工事最盛期の環境影響を把握するなど、必要に応じて定期的な調査を行います。

供用時の事後調査は、原則として環境影響評価において予測・評価を行った時期とする必要があることから、施設が全面稼働する時期や発生負荷量などの環境影響の程度が定常状態又は最大になる時期に行います。

ただし、供用開始から予測・評価の対象時期までに長期間を要する場合は、施設が全面稼働する時期や発生負荷量などの環境影響の程度が、定常状態になる時期の到来まで事後調査を実施するなど、継続的な調査体制を検討する必要があります。

#### オ. 事後調査報告書の提出時期

事後調査計画書には、事業の着手から完了まで行う事後調査報告について、報告を報告書のとりまとめに要する期間を考慮した、事後調査報告書及び概要書の提出予定時期を記載します。

#### カ. 事後調査計画の変更

事後調査計画書の提出後において、工事方法や事業計画の内容等について変更が生じる場合や環境保全措置の追加などが必要になる場合が考えられます。

また、事後調査を積み重ねることにより、当初の計画内容では不十分な場合や、逆に当初計画内容から調査内容の絞り込みができる場合などが考えられます。

このような場合において、当初の事後調査計画書にこだわらず、事後調査計画を柔軟に見直すことが必要となります。

ただし、事後調査計画書の変更を行う場合には、その理由を明らかにしたうえで事前に担当課と協議を行うものとします。

### 事後調査計画書作成に資する参考資料

● 参考図書

- ・ 大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術（III）＜環境保全措置・評価・事後調査の進め方＞（再掲）  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01\\_taiki/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01_taiki/3.html)
- ・ 生物の多様性分野の環境影響評価技術（III） 生態系アセスメントの進め方について（再掲）  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03\\_seibutsu/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03_seibutsu/3.html)
- ・ 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（III） 環境保全措置・評価・事後調査の進め方について（再掲）  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02\\_sizen/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_sizen/3.html)

**(6) 事後調査報告書の作成等**

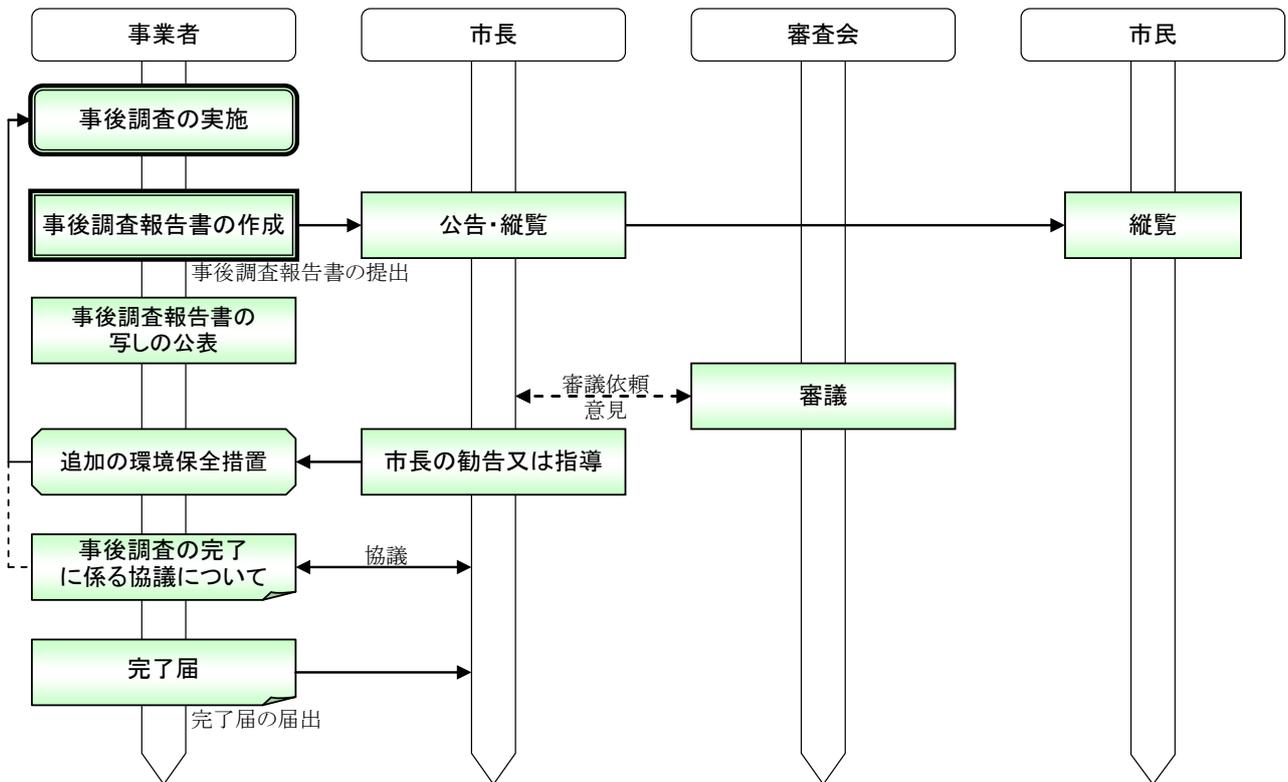
**【事後調査報告書の目的】**

事後調査報告書は、事後調査計画書で示した調査方法に従って行った事後調査の結果をまとめた図書です。

事後調査報告書では、環境調査の結果が予測結果と乖離している場合は、環境保全措置の履行状況を確認するとともに、施設調査の結果も踏まえて原因の究明に努め、必要に応じ追跡調査を実施します。原因究明の結果、対象事業が原因で環境への悪影響が生じていることが判明した場合は、環境保全措置を補強する内容も記載します。

事後調査は事業着手後の手続のため、特に工事が長引く場合、事業実施地域の環境の変化など、評価書の記述内容と相違が生じる可能性があります。事後調査の報告の段階はもちろん、評価書との相違が生じた場合は、速やかに市長に報告する必要があります。

事後調査報告書手続の流れ



事後調査報告書作成のポイント

事後調査報告書	作成時のポイント	関連事項
1. 事業計画の概要 (1)事業者の氏名及び住所 (2)対象事業の名称 (3)対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容 (4)環境保全措置 (5)対象事業の進捗状況	(5)は事業スケジュールに、当該事後調査を行った時期を記載	
2. 事後調査の実施内容	報告書において、事後調査計画書から抜粋し、実施した項目、場所、方法、時期等を記載 委託先があれば記載 【記載事項】 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連表 調査実施項目 調査実施時期及び場所 調査方法 調査の委託先	
3. 事後調査結果	実施項目ごとに、調査結果を評価書の予測・評価結果、環境保全措置と比較できるよう表等で記載 【記載事項】 評価書の内容（予測結果・環境保全措置） 事後調査結果（環境保全措置の実施状況を含む） 詳細なデータ等は付属資料として巻末にまとめて記載	5 (6)イ
4. 事後調査結果の検討と評価	事後調査計画書の検討方法で行い結果を記載 ・調査結果が予測結果と乖離している場合は、その原因を究明した事項・方法及び結果を記載 ※環境保全措置の補強を行う場合は、内容を事前に担当課と協議する必要があります	5 (6)ウ 5 (6)エ
5. 事後調査実施体制		
6. その他事後調査に関し参考となる事項	・事後調査計画の変更や事後調査結果の検討により環境保全措置の補強をした場合には、その内容と理由を記載 ・関係地域からの苦情又は要望があればそれに対する措置の状況を記載	
7. 受託者に関する情報		

上表のうち 太字：各段階で作成される事項 細字：前段階の情報を必要に応じて再検討する事項

- 提出する図書
  - ・事後調査報告書及び概要書
- 図書の提出時の届出
  - ・ 標題「事後調査計画書の提出について」  
書式『記載例 1』を参考
- 事後調査終了前に必要な提出物
  - ・事後調査の完了に係る協議について（書式『記載例 10』を参考）
- 事業完了時に必要な提出物
  - ・完了届（書式『記載例 5』を参考）

#### ア. 事後調査の実施

事後調査は、環境影響評価における現況調査と同様に、客観的、科学的な観点から、予測結果と比較ができ、環境影響評価手続における現況調査と同等程度の精度、正確性が確保されるよう実施します。

現地調査時は、特異な気象条件等にある日・時期を避けて実施します。

事後調査は対象事業に関する工事に着手した後、基本的には「事後調査計画書」に基づき実施しますが、実際の調査段階において、「事後調査計画書」どおりに行うことができないと判断される場合があります。この場合には、計画内容の見直しなどにより柔軟に対応する必要があります。

#### イ. 事後調査結果の検討

事後調査結果の検討は、事後調査で得られた環境調査及び施設調査の結果を整理し、対象事業の実施による環境への影響の程度を把握します。

この際、評価書における予測値と結果の比較により、予測の妥当性を検証する観点及び苦情の発生状況など、周辺地域における生活環境の保全の観点も含め総合的に検討します。

#### ウ. 原因の究明

事後調査の結果が対象事業により予測結果と乖離した場合、事業者は環境保全措置の履行状況を確認し、原因の究明を行います。

#### エ. 環境保全措置の補強

原因の究明の結果、対象事業に起因して環境への影響が生じていることが判明した場合、事業者は担当課との協議のうえ、環境保全措置の追加・強化を行う必要があります。なお、環境への影響が人の健康に重大な被害を生じる場合等には、担当課との協議を待たず事業者が判断し、直ちに環境保全措置を講じる必要があります。

#### オ. 事後調査報告書の提出

事後調査報告書には、環境調査、施設調査及び環境保全措置の検討結果の結果を記載します。また、事後調査の結果が対象事業により予測結果と乖離した場合、環境保全措置の履行状況の確認と原因を究明した結果も記載します。

乖離している場合の検討は、対象事業に起因しているかどうかにかかわらず事後調査報告書に記載する必要があります。また、環境保全措置を補強した場合についても、その内容について、結果を確認したうえで事後調査報告書に記載する必要があります。

事後調査報告書及び概要書は、原則として工事中と供用時で区分し、調査実施年度ごとに作成し、工事中・供用時とも年度内の最後の調査完了後概ね3ヶ月以内に提出する必要があります。

## 事後調査報告書作成に資する参考資料

### ●参考図書

- ・ 大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術 (III) <環境保全措置・評価・事後調査の進め方> (再掲)  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01\\_taiki/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/01_taiki/3.html)
- ・ 生物の多様性分野の環境影響評価技術 (III) 生態系アセスメントの進め方について (再掲)  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03\\_seibutsu/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/03_seibutsu/3.html)
- ・ 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術 (III) 環境保全措置・評価・事後調査の進め方について (再掲)  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02\\_sizen/3.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_sizen/3.html)

## (7) 説明会資料及び各図書の要約書の作成

平成 25 年 4 月の条例改正より、事前配慮書の説明会資料及び各図書の要約書は、説明会で用いられる資料として使用する内容とすることを求めています。このため、これらの資料は単なる図書本編の概要版ではなく、要点をまとめページ数を少なくするなど、市民にとって理解しやすい内容となるよう心がける必要があります。

これらの資料は、図書の概要を分かりやすく表現することも大切ですが、併せて「手続の流れ」も周知します。このため、環境影響評価手続の全体の流れ、現在の手続状況、市民参画の機会である縦覧の期間や場所、意見書の提出に関する事項など、フロー図を使って、分かりやすく・正確にお知らせすることが大切です。

## (8) その他の提出書類の作成

### ア. 説明会報告書の作成

事業者は、事前配慮書、実施計画書及び評価書案の縦覧中に開催した説明会について、速やかに、状況を記載した報告書を市長に提出する必要があります。

報告書には、事業者の氏名及び住所、対象事業の名称の他に、

- (ア) 説明会の開催日時
- (イ) 会場名
- (ウ) 会場の収容人員及び会場の所在地
- (エ) 対象とした地域
- (オ) 市民の出席者数
- (カ) 事業者側出席者の役職・氏名
- (キ) 周知の方法
- (ク) 質疑応答の内容

を記載するとともに、説明会の会場で配布した全ての資料を添付する必要があります。

## 5. 環境影響評価図書作成の手順

(7)説明会資料及び各図書の要約書の作成, (8)その他の提出書類の作成

### イ. 見解書の作成

見解書は、意見書を通じて寄せられた市民等からの意見に対して、事業者として環境の保全の観点から見解を示した図書です。事業者は、市民等の意見に対して、その意見の主旨を適切に把握し、真摯に見解を示すものとします。

なお、意見の概要は、同様な主旨の意見内容を環境影響評価項目ごとにまとめ、整理するものとします。

## (9) 図書作成及び提出における留意点

### ア. 図書作成における留意点

公告・縦覧される図書は、開発事業に伴う環境影響等を「市民等に示す」ためのツールです。そのため、作成にあたっては、様々な視点での配慮が大切です。

#### 図書作成の基本

- ・事前配慮書から事後調査報告書まで一貫性のある内容とします。
- ・重点化及び簡略化すべき内容を考慮して、平易な言葉を用いて簡潔にとりまとめるとともに、図表、写真等を用い、理解しやすいものとなるよう配慮します。
- ・希少種等の生息・生育場所などは、開示することにより環境保全に支障を生じるおそれがあります。このため、これらの情報については、場所の特定ができない形で整理するなどの配慮をします。
- ・学術用語、法令用語等の専門的用語の使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合には必要に応じて注釈又は用語解説をつけます。
- ・図書等に用いる資料は、出典、情報の時点等を明らかにします。
- ・専門家等への聞き取り調査や専門家等の助言を受けた場合などにおいては、当該専門家等の専門分野、所属機関の属性等を明らかにするものとします。
- ・評価書案や評価書では、調査の基礎データや計算過程等は、資料編として図書の巻末に整理します。
- ・「ですます」調での記載とします。
- ・原則として、文字のフォントは「10.5pt～12pt」の大きさとします。

#### 「読みやすく理解しやすい」図書とするための工夫

- ・重要となるポイントを目立たせる

情報量が多い場合（文章が長い等）、例えば予測結果や評価の結果などポイントとなる箇所を目立たせることで、読み手の負担が軽減します。

（例）太字、ゴシック体、斜体、下線等の活用。

- ・ヘッダー、フッターを活用する

評価書案・評価書は、評価項目も多く、ページが膨大になります。そのため、評価項目ごとの区切りを明確にするため、「調査・予測・評価」のページでは、ヘッダー（又はフッター）により、それぞれの評価項目を示します。

- ・同じ情報を重複して掲載しない
- ・PDFファイルでの「しおり」を活用する

目的とするページに容易にたどりつけるよう、PDFファイルにしおりをつけるようにします。

**【図書作成を委託している場合の留意点】**

環境影響評価における配慮の内容や環境保全措置として記載した内容は、事業者が事業計画を進めていく中で実施すべき事柄です。これらの内容については、事業者自らが必ず主体となって配慮の内容や環境保全措置などを検討し、受託者がいる場合には受託者と調整の上、図書作成を行う必要があります。

**【希少種等の生息・生育場所などの開示について】**

環境影響評価の調査により確認された希少種の具体的な生育・生息範囲に係る情報については、それらを開示することにより、盗採、密猟、その他生息・生育地の攪乱等を誘発するおそれがあるため、希少種及び生物多様性保全の観点から慎重な対応が必要です。

このため、これらの情報を各図書に記載する際は、場所の特定ができない形で整理するなどの配慮を行う必要があります。

また、環境影響評価の手続を外部の第三者機関等へ依頼するなど他の機関が関与する場合は、外部機関等への守秘義務に係る契約の締結などによる情報管理を適切に行うよう十分に配慮する必要があります。特に、複数年にわたる調査を複数の外部機関が関与して行う場合は、このような情報が漏洩・拡散する危険性がより高くなるおそれがありますので、守秘義務契約の締結など、情報の漏洩・拡散防止策を講じる必要があります。

なお、調査時に希少種の生息・生育場所などを発見した場合には、すみやかに市（環境局）に正確な情報を提供する必要があります。

イ. 図書提出における留意点

(7) 図書提出の時期

縦覧に供する図書は、公告日の少なくとも7営業日前までに提出する必要があります。

(イ) 提出部数

図書名	冊子	CD等
事前配慮書 説明会資料 事前配慮に係る見解書 判定願 実施計画書 実施計画書要約書 実施計画書に係る見解書 評価書案 評価書案要約書 評価書案に係る見解書 事後調査報告書概要書 変更届 再開届	50部	1枚
評価書	10部	
事後調査計画書 事後調査報告書	5部	

(ウ) 図書の提出方法

図書は本書巻末の「記載例」に示す書類に必要な内容を記載し書類を添えて提出します。

(イ) 電子データについて

- ・電磁的記録の提出は、CD-R、DVD-R等の電子媒体又はメールによる送付とします。(USBメモリは不可とします。)
- ・ファイル形式はPDF形式とし、全体版及び分割版(1ファイルの容量が概ね2MB程度に分割)とします。
- ・図書をウェブサイトで公表するにあたっては、著作権その他の問題が生じないよう留意する必要があります。
- ・提出していただく電磁的記録は、提出前に必ずウイルスチェックを行う必要があります。ウイルス対策ソフトの指定はありませんが、ご使用のウイルス対策ソフトは必ず最新のパターン(ウイルス定義)を更新したものでウイルスチェックを行う必要があります。
- ・ウェブサイトで公表するファイルは、改変できないよう「マスタパスワード」の設定などを行い、保護されているものとします。(但し印刷はできるようにしておく必要はあります。)

## (10) 図書の公表

制度改正において、事業者ウェブサイトでの図書等の公表が義務づけられました。事前配慮書から事後調査結果報告書までの一連の図書は、市民等へ事業の計画段階での事前配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すための資料です。図書（事前配慮書、実施計画書、評価書案、評価書、事後調査計画書、事後調査結果報告書）はインターネットなどを使って公表するため、市民がわかりやすい説明や視覚的表現をすることが重要となります。

インターネットの利用による図書等は、原則として事業者ウェブサイトにおいて公表し、市のウェブサイトからリンクにより行います。ウェブサイトで公表する図書のファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、一般に広くサポートされているものを用い、全体版と各々のファイル容量が概ね2MB以下になるものを用意します。

また、公表するPDFファイルには「しおり」をつけ、閲覧したいページに即座に辿り着けるようにします。また、図等原盤のサイズが大きいものについては、図面を圧縮するなどをして分割ファイルの容量に収まるようにしておく必要があります。

なお、ウェブサイトを持たない事業者が、インターネットの利用により図書を公表しようとする場合には、「電子縦覧に係る報告書」で同意すれば市のウェブサイトへ掲載します。市のウェブサイトにおいて掲載を希望される事業者は、CD-ROM等の可搬型の電子媒体で提出します。

環境影響評価の手続開始後、手続が長期中断となった場合においても、「廃止届」を提出するまではインターネットの利用による図書等の公表は続けて下さい。

### 【事業者が行う図書等についての周知】

図書名	提供する情報（周知等）	対象範囲	方法	時期
事前配慮書	事前配慮書の写し	インターネットの利用	事業者ウェブサイト※1	公告の日
	事前配慮書説明会の開催案内 目的, 日時, 場所など...	環境に影響が及ぶおそれがある地域（関係地域）※2	各戸配布又は新聞折込など	公告の日から起算して30日以内
実施計画書	実施計画書の写し 実施計画書要約書の写し	インターネットの利用	事業者ウェブサイト	公告の日
	実施計画書説明会の開催案内 目的, 日時, 場所など...	環境に影響が及ぶおそれがある地域（関係地域）	各戸配布又は新聞折込など	公告の日から起算して30日以内
評価書案	評価書案の写し 評価書案要約書の写し	インターネットの利用	事業者ウェブサイト	公告の日
	説明会の開催案内 目的, 日時, 場所など...	環境に影響が及ぶおそれがある地域（関係地域）	各戸配布又は新聞折込など	公告の日から起算して30日以内
評価書	評価書の写し	インターネットの利用	事業者ウェブサイト	公告の日
事後調査計画書	事後調査計画書の写し	インターネットの利用	事業者ウェブサイト	提出後速やかに
事後調査報告書	事後調査報告書概要書の写し	インターネットの利用	事業者ウェブサイト	公告の日

※1 事業者が提供する情報のうち各図書は、原則として事業者が行うことを基本とし、事業者が同意した場合に限り市のウェブサイトで公表することができます。

※2 環境に影響が及ぶおそれがある地域（関係地域）は市長が定めます。

### 【情報提供にあたっての留意点】

市民の皆様へ情報提供をするにあたっては、図書の内容をわかりやすい表現とすることも重要ですが、あわせて『手続の流れ』の周知も必要です。

環境影響評価手続の全体の流れや、市民参画の機会である縦覧の期間や場所、説明会の開催案内、意見書の提出に関する事項など、フロー図を使い分かりやすく・正確にお知らせすることが大切です。

環境影響評価において提出した図書類は、原則として事業者のウェブサイトにおいて閲覧を行うこととしていることから、ウェブサイトのトップページに掲載するか、またはトップページ上に掲載場所を明記（リンク）するなど、容易に閲覧できるようにします。

説明会の開催については、多くの市民が参加できるようにするため、「4(4)説明会の開催」の内容に配慮をするとともに、市民意見の提出期限を考慮し、公告日から日を経ずに開催するような措置が必要です。また、説明会に参加できなかった市民からの質問等を受け付けられるよう、問合せ先を説明会の資料やウェブサイトに明記することも重要です。

### 【インターネットの利用による図書等の公表の留意点】

平成25年4月の環境影響評価制度改正において、事業者がウェブサイトで図書等を公表することを義務づけました。

配慮書から事後調査報告書までの一連の図書は、市民等へ事前配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すための資料です。図書（事前配慮書、実施計画書、評価書案、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書）はインターネットの利用により公表するため、市民がわかりやすい説明や視覚的表現を用いることが重要となります。

なお、インターネットの利用により図書等を公表する場合は、原則として事業者のウェブサイトにおいて公表し、市のウェブサイトから当該ページにリンクします。

また、事業者には図書等を公表した時点から事業完了届提出後3年間を経過するまでを目途に、図書等の公表を継続することを求めています。環境影響評価の手続開始後、手続が長期中断となった場合においても、インターネットの利用により全ての図書の公表は続けて下さい。

### 図書の公表に資する参考資料

#### ●参考図書

- ・「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」報告書の公表及び環境影響評価法に基づく基本的事項（環境省告示）の改正について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15071>

- ・環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方

[http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota\\_02-2.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02-2.pdf)

- ・環境影響評価制度における情報交流について

[http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota\\_02.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02.pdf)

- ・方法書段階における説明会開催に関する留意事項

[http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota\\_02-1.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02-1.pdf)

## 6. その他の手続

### (1) 第2類事業の判定

条例の対象となる事業には、必ず全ての環境影響評価手続を行わなければならない「第1類事業」と、これに準ずる規模で、実施計画書から評価書に至るまでの手続の実施の可否を個別に判定する「第2類事業」があります。

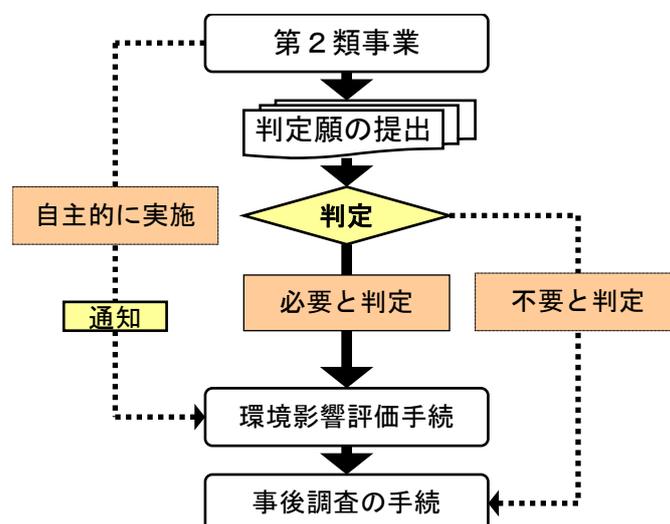
第2類事業の判定願を提出しようとする事業者は、事前配慮手続が終了した後に、「記載例2」の書面とともに資料を添付して市に提出します。

第2類事業を実施しようとする事業者から判定の届出がなされると、市長は、必要に応じて審査会の意見を聞き、環境影響評価手続の可否について判定を行います。環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとされた事業には、環境影響評価の手続の実施が義務付けられます。

なお、判定手続を経ずに、自主的に実施計画書から評価書に至る手続を実施しようとする場合は、市長へその旨を通知する必要があります。

#### 第2類事業の規模であっても環境影響評価手続が必要と考えられる基本的な考え方

- ・ 学校、病院等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な保全対象に対して、人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ・ 野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境、地域を特徴づける重要な自然環境などに対して、環境影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ・ 環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域において、環境基準未達成項目に係る環境影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ・ 環境影響評価に関する条例（平成9年3月兵庫県条例第6号、以下「県条例」という。）と同種の対象事業であって、県条例に規定する対象規模要件に該当する第2類事業である場合
- ・ 当該事業において用いられる技術、工法等の実施事例が少なく、かつ、その環境影響に関する知見が十分でない場合
- ・ このほか、環境への影響の回避・低減が不十分であると認められる場合など、市長が必要と認める場合





**【判定願に添付する書類の内容】**

- ・ 第2類事業者の氏名及び住所  
(法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・ 決定しようとする事業計画の概要
- ・ 事前配慮書に記載した計画案のうちの当該事業計画の基礎となった計画案及びその選定理由  
(事前配慮時点の計画案から変更を行った場合は変更点及びその理由)
- ・ 事前配慮書についての市民意見の概要
- ・ 事前配慮に係る市長意見書に記載された市長の意見
- ・ 事前配慮に係る意見についての事業者の見解
- ・ 事前配慮書についての市長意見を勘案して作成した事後調査の計画概要
- ・ 事前配慮手続の結果の具体的な実現手法を記載した書類
- ・ 判定願の作成に関する受託者がある場合は, その氏名及び住所

● 提出する届出

第2類事業の判定を行うもの

- ・ 書式『記載例2』を参考

事業者が第2類事業の判定を行わず自主的に環境影響評価手続を行うもの

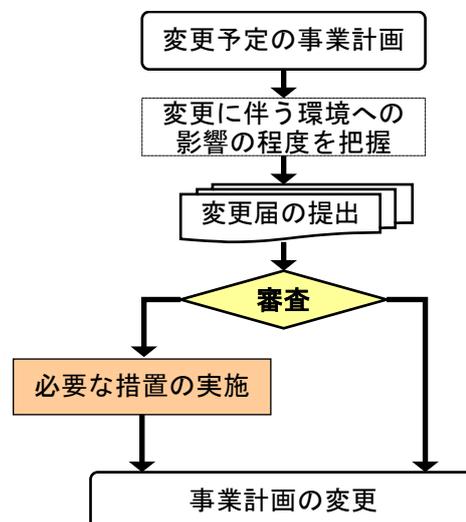
- ・ 書式『記載例3』を参考

**(2) 計画変更**

実施計画書を提出してから完了届を提出する間に, 直前の手続から事業計画等何らかの変更をするときは, 変更届を市長に提出しなければなりません。変更届が提出された場合, 必要に応じて審査会に意見を聴いたうえで, 市長が手続の再実施を含めた措置の実施の要否を判断します。

事業計画や調査・予測・評価の手法等を変更する場合は, 変更の内容により様々な対応が想定されますので, 計画等に変更がある場合は, 必ず事前に担当課に相談する必要があります。

なお, 環境にとってより良い技術を導入する場合であっても事業計画を変更する時は, 変更届が必要となります。



ア. 変更届の提出

実施しようとする事業を変更する場合、「変更届」に計画変更の内容を記載した書類と、計画変更に伴う環境影響の変化の程度の概要等を記載した書類を添付し提出します。

計画変更の内容を記載した書類とは、変更前後の計画の内容、変更理由、計画の変更に伴う図面等を比較したものです。

計画変更に伴う環境影響の変化の程度の概要等を記載した書類とは、事業計画変更前に配慮し記載した調査・予測及び評価により比較検討した結果と、変更する事業計画により新たに配慮が必要となる可能性について比較を行い、その対応方針を記載するものです。

なお、条例上の軽微な変更は条例規則第10条に掲げる事項と定められていますが、軽微な変更であることをもって届出が免除されているものではありません。

#### 【軽微な変更とは】

- (1)事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2)対象事業の名称

#### イ. 審査結果を踏まえた手続等の実施

事業の変更届にともなう提出された、「計画変更の内容を記載した書類」「計画変更に伴う環境影響の変化の程度の概要等を記載した書類」をもとに手続の再実施を含め、必要な措置について審査を行います。

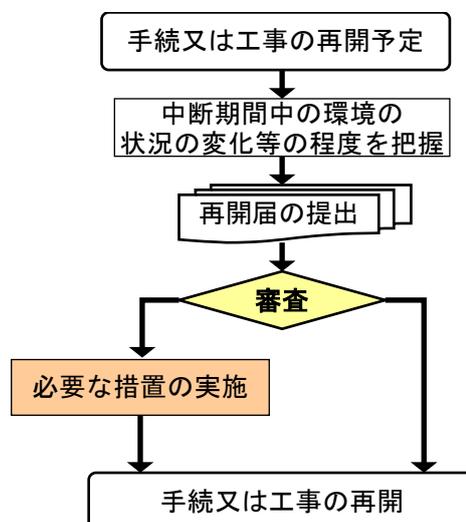
審査の結果、必要な措置を求められた場合は、その結果に従い当該措置を講じる必要があります。

#### ●提出する届出

- ・書式『記載例6』を参考

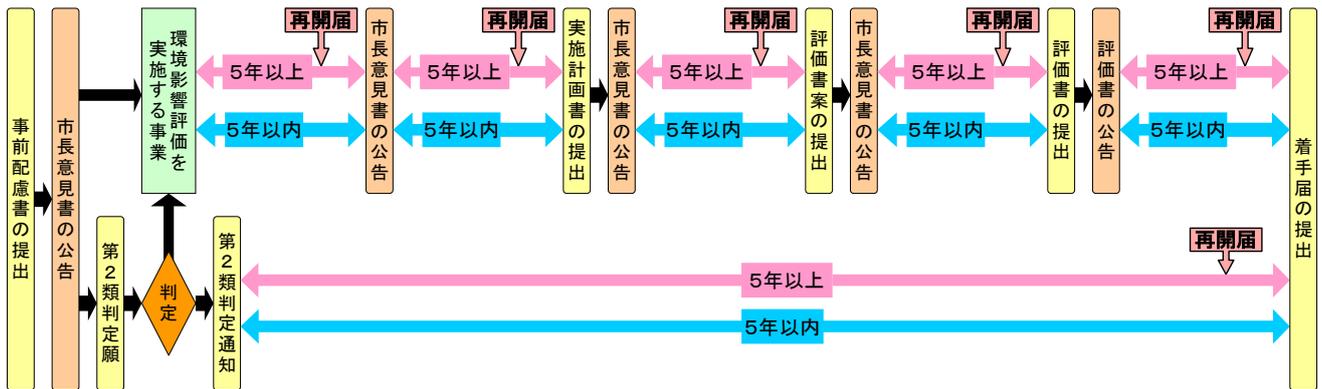
### (3) 長期中断後の再開

手続又は工事を長期中断した場合において、直前の手続から5年以上経過して手続又は工事の再開をしようとする場合、中断期間中における事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化等を確認するため、再開届を提出し審査を受ける必要があります。



6. その他の手続

【再開届の提出が必要となるケース】



ア. 再開届の提出

計画中の事業が諸般の事情により長期中断していた事業を再開する場合、「再開届」に中断の期間及び中断期間中の環境の状況の変化等を記載した書類と、中断に伴う環境の状況の変化等の程度の概要等を記載した書類を添付し提出する必要があります。

「再開届」を提出し、審査を受けた後でなければ、事業の再開はできません。

イ. 審査結果を踏まえた手続等の実施

事業の再開届にともなって提出された、「中断の期間及び中断期間中の環境の状況の変化等を記載した書類」「中断に伴う環境の状況の変化等の程度の概要等を記載した書類」をもとに手続の再実施を含め、必要な措置について審査を行います。

審査の結果、必要な措置を求められた場合は、その結果に従い当該措置を講じる必要があります。

【再開届に添付する書類の内容】

- ・ 中断の期間及び当該中断期間中に生じた事業実施区域やその周囲の環境の状況の変化、環境保全に係る基準等の変更の状況などを記載した書類
- ・ 中断の直前の手続で提出した図書の記載事項に変更がある又はその可能性がある場合は、その概要及び今後の対応方針を記載した書類

● 提出する届出

- ・ 書式『記載例7』を参考

#### (4) 事業の承継

事前配慮書を提出してから完了届を提出するまでの間に、事業者が対象事業の実施を他のものに引き継いだ場合は、承継届を市長に届出しなければなりません。

●提出する届出

- ・書式『記載例9』を参考

#### (5) 事業の廃止

事前配慮書を提出してから完了届を提出するまでの間に、事業者が対象事業を実施しないこととした場合は、廃止届を市長に届出しなければなりません。なお、一度廃止届を提出した事業について再開しようとした場合には、同一事業であっても再度事前配慮手続から始めることとなります。

●提出する届出

- ・書式『記載例8』を参考

#### (6) 事業の完了

施設等の供用後、その稼働状況が安定し、事業の実施に伴う環境影響が定常状態となっていると判断できる場合には、事業の完了の手続を行うことができます。

なお、完了届の提出にあたっては、存在・供用に係る事後調査の実施により、環境影響評価において検討された環境保全措置が適切に履行されていること、事後調査計画書に記載された計画のとおり事後調査が行われたことなどを確認するため、担当課と事業の完了に係る協議を行うものとします。

●提出する届出

完了をする前に提出するもの

- ・書式『記載例10』を参考

完了時に提出するもの

- ・書式『記載例5』を参考

## 7. 環境影響評価における市民の参加

平成25年4月の環境影響評価制度の改正では、事前配慮制度を手続化し、環境影響評価を実施する前の段階から説明会の開催や意見の聴取等ができるようにするとともに、実施計画書における要約書の作成や説明会の開催、事後調査計画書の公表等、環境影響評価の各段階において市民が参加しやすい制度としました。

さらに、インターネットを利用した図書等の情報提供も拡充しています。

これにより、事業の計画段階から市民の意見が反映され、より環境に配慮した事業の実施が期待されます。

また、環境影響評価手続を通じて、事業者と市民間の情報交流を活発化し、市民との合意形成を促進することにより、有効な環境保全策の検討と効率的な事業実施の両立が可能となります。

このため、事業者はわかりやすい図書を作成するとともに、説明会などを通じて周辺市民と良好なコミュニケーションを確保することが重要となります。

### 【環境影響評価手続における市民等の参加】

市の環境影響評価制度では、事業者が事前配慮書、実施計画書、評価書案の各段階において図書をウェブサイトにおいて公表するとともに、関係地域において説明会を開催します。

これらの各段階において、市民等から環境保全の見地から意見が提出されます。

また、評価書案の段階において関係地域の市民から要請された場合、市長が、関係地域の市民から環境の保全の見地からの意見を聴取するための公聴会を開催します。（市民の方からの要請がなければ開催されません。）

なお、環境影響評価手続の中で作成される市長意見については、縦覧に加え、神戸市環境局のウェブサイトで公表します。市民意見については、事業者がその後の図書において意見の概略をまとめ、それらに対する見解を記載します。

---

---

## 8. 届出等の記載例

---

---

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

④

（図書の種類※） の提出について

下記の対象事業について、神戸市環境影響評価等に関する条例（根拠規定※）の規定に基づき、（図書の種類※） を提出します。

## 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 提出する図書  
（図書の種類※）
- 4 担当者氏名及び連絡先

## （※ 注）

（図書の種類）及び（根拠規定）には、下表より該当する図書の種類等を選択して記載する。

図書の種類	根拠規定
環境影響評価事前配慮書	第 8 条の 3 第 1 項
環境影響評価実施計画書	第 10 条第 1 項
環境影響評価書案	第 15 条第 1 項
環境影響評価書	第 23 条第 1 項
事後調査計画書	第 28 条第 3 項 (法対象事業の場合：第 34 条第 1 項において準用する第 28 条第 3 項)
事後調査報告書及び概要書	第 29 条第 2 項 (法対象事業の場合：第 34 条第 1 項において準用する第 29 条第 2 項)

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

④

## 第 2 類事業に係る判定願

下記の第 2 類事業について、神戸市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という）

〔第 8 条の 9 第 1 項  
第 31 条の 3 において準用する第 8 条の 9 第 1 項〕の規定に基づき、条例第 4 章の規定によるべきかどうかの判定を願い出ます。

## 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 条例第 4 章の規定によるべきかどうかに関する事業者の意見
- 4 添付書類
  - 計画の概要
  - 計画の基礎となった計画案及び当該計画案を選定した理由
  - 計画案から変更を行った場合、その変更点及び理由
  - 条例第 8 条の 5 第 1 項の意見及び事前配慮書についての市長意見
  - 条例第 8 条の 5 第 1 項の意見及び事前配慮書についての市長意見に対する事業者の見解
  - 環境配慮を実施する上で課題となる事項
  - 計画の実施による環境の改善の効果の程度
  - 事後調査に関する計画の概要
  - 事前配慮手続の結果の具体的な実現方法
  - 判定願の作成を委託した場合、委託先の氏名及び住所  
(委託先が法人の場合、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 5 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....<sup>㊤</sup>

### 第2類事業に係る環境影響評価手続の実施について

下記の第2類事業について、神戸市環境影響評価等に関する条例第4章の規定による手続を実施することとしましたので、同条例第8条の10第4項の規定に基づき、通知します。

#### 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....<sup>㊤</sup>

着手届

下記のとおり対象事業に着手することとしましたので、神戸市環境影響評価等に関する条例第 27 条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 着手（着工）予定日
- 4 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....<sup>㊤</sup>

完了届

事業を完了しましたので、神戸市環境影響評価等に関する条例第 27 条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 事業完了日
- 4 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

④

## 変更届

下記のとおり対象事業の内容を変更しますので、神戸市環境影響評価等に関する条例

第 31 条の 2 第 1 項

第 31 条の 2 第 6 項

第 34 条第 1 項において準用する第 31 条の 2 第 1 項

の規定に基づき、届け出ます。

## 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 変更の概要

変更前	変更後
変更理由：	

## 4 添付書類

- 変更前後の事業計画の対比（新旧土地利用計画図 等）
- 変更内容の詳細
- 計画の変更に伴う環境影響の変化の概要
- 変更届を提出する直前の図書の記載事項に変化又はその可能性がある場合、概要及び対応方針

## 5 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

④

再開届

下記のとおり対象事業を再開しますので、神戸市環境影響評価等に関する条例

（第 31 条の 4 第 1 項  
第 34 条第 1 項において準用する第 31 条の 4 第 1 項）の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 中断直前に提出した図書の名称及び提出年月
- 4 中断の期間
- 5 添付書類
  - 中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化
  - 環境保全に係る基準等の変更の状況
  - 中断直前の図書の記載事項に変化又はその可能性がある場合、概要及び対応方針
- 6 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....<sup>㊤</sup>

廃止届

下記の対象事業を実施しないこととしましたので、神戸市環境影響評価等に関する条例第 31 条の 6 の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)  
平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....<sup>㊤</sup>

承継届

下記のとおり事業の実施を引き継ぎましたので、神戸市環境影響評価等に関する条例第 38 条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 引き継ぎ前後の事業者の名称

旧	新

- 4 担当者氏名及び連絡先

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ 宛

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....<sup>㊤</sup>

### 事後調査の完了に係る協議について

対象事業に係る事後調査について、下記のとおり完了を予定していますので協議します。

#### 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 完了予定年月日
- 4 理由
- 5 担当者氏名及び連絡先